

平成26年度 ▶ 29年度

後期基本計画

栃木県 佐野市

平成26年度 ▶ 29年度

# 後期基本計画

栃木県 佐野市

育み支え合うひとびと、 水と緑と万葉の地に広がる 交流拠点都市 を目指して



本市は、平成19年3月に、新市のまちづくりの基本方針といたしまして、平成29年度を目標とする『佐野市総合計画』を策定し、まちづくりを進めています。このたび「中期基本計画」が終了することから、「後期基本計画」を策定いたしました。

近年の地方自治体を取り巻く環境は、急速に変化する社会情勢や自然災害、人口減少 社会の到来や少子・高齢化の進行など年々厳しさを増しており、直面する難題を克服す るためには創意と工夫による自主的・主体的な行政経営が求められます。

そのため、「後期基本計画」では、「中期基本計画」の成果実績を十分検証し、市民の皆様の意向を反映させるとともに、市長公約の内容を計画に盛り込み、13の政策と36の施策に体系化させ、各施策の現状と課題を明らかにすることにより、課題の解決に向けた基本事業の取組を示しています。

また、「後期基本計画」においては、「観光立市」に加えて、新たに「スポーツ立市」を市のリーディングプロジェクトとして位置付け、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツツーリズムを推進することで、市勢の進展につなげてまいります。

さらに、「佐野市」という都市ブランドを確立するために、本市のブランドキャラクター「さのまる」を先頭に、市民の皆様とともに「佐野ごころ」を市内のみならず全国へ発信し、 交流拠点都市の実現に向けて、「後期基本計画」に着実に取り組んでまいります。

市民の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

佐野市長 岡 部 正 英

### 目 次

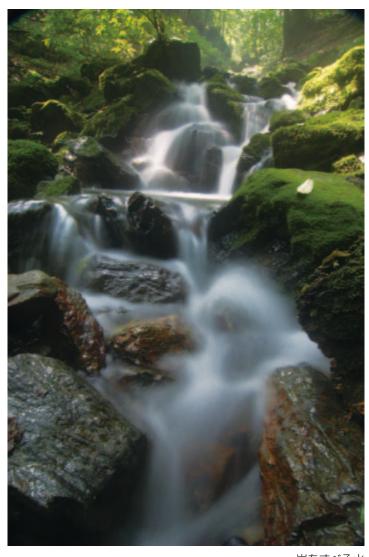
### 第1章 総 論

第1節 佐野市総合計画の概要
<ol> <li>佐野市総合計画の構成・計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>
第2節 後期基本計画の概要
1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 各論
第1節 地域の特色を活かした快適なまちづくり
1. 安心して安全に暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 住みやすい快適なまちづくり       21         (1) 都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進       21         (2) まちなかの活性化と公共交通網の整備       24         (3) 快適で質の高い住環境の整備       27         (4) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理       30
3. 環境にやさしいまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節 やさしくふれあいのある健康福祉づくり
1. 健康で安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 安心して子育てのできるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 助け合い生きがいを実感できるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3節 魅力と活力ある産業づくり
1. <b>産業振興で活力のあるまちづくり</b> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2. 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4節 豊かな心を育む教育・文化づくり
1. 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 生涯にわたり学びのあるまちづくり       93         (1) 生活を豊かにする生涯学習の推進       93         (2) 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進       96
3. スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり · · · · · · · · · · · · · · · · · 99 (1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備 · · · · · · · · · · · 99 (2) スポーツツーリズムの推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第5節 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり
1. 人権を尊重した市民参加によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 自立した行政経営によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料編
<ul><li>○ 人口推計 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>



# 第1章 総論



岩をすべる水



### 1. 佐野市総合計画の構成・計画期間

佐野市総合計画は、合併後の本市のまちづくりの基本方針を明らかにし、その基本方針に基づくまちづくりを行うために、平成 19 年 3 月に策定しました。

この計画は、平成 19 年度を計画初年度とし、平成 29 年度を最終目標年度とする 11 年間の本市のまちづくりを推進する計画で、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されています。

### ①基本構想

計画期間(平成19年度~平成29年度)における本市のまちづくりの基本方針を定めたものです。 この基本構想では、本市の将来像を示すとともに、将来像を実現するための基本目標を定めています。

### ②基本計画

基本構想に示された将来像及び基本目標の具体的な取組と市長マニフェストの重点項目を推進するために、まちづくりを進めるための政策体系(政策 – 施策 – 基本事業)を構築し、施策ごとに目標や方針を定めています。

計画期間は、市長の任期に合わせて、前期3年(平成19年度~平成21年度)、中期4年(平成22年度~平成25年度)、後期4年(平成26年度~平成29年度)の3期に分けています。

### ③実施計画

基本計画に示された施策の目標や方針を実現するために、主要な事務事業を示し、毎年、年度別計画を更新するローリング方式としています。

計画期間は、前期基本計画期間においては平成19年度から平成21年度の3年間とし、中期及び後期基本計画期間は2年間としています。

### 総合計画の構成・計画期間

19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
基本構想										
前	前期基本計画中期基本計画後期基本計画									
実施計画実施計画		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画		
	<u> </u>	<u> </u>				·				

### 2. まちづくりの基本方針

計画期間における本市のまちづくりの基本方針は、総合計画基本構想で、本市の将来像と、それを実現するための5つの基本目標を定めています。

### ○将来像 「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

- ・「育み支え合うひとびと」は、地方分権の推進に伴う自治能力の向上、少子高齢化や高度情報化、多様化する市民ニーズへの対応等が求められるなか、市民と行政の協働によるまちづくり、人と人が支え合う地域づくりを通して、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「水と緑と万葉の地」は、本市が美しい清流や緑豊かな森林等、自然環境に恵まれた地域であることや、 万葉集の東歌にも登場するように薫り高い歴史と文化を育んできた地域であることを踏まえ、これら の資源を活かしたうるおいとゆとりのあるまちづくりを進めることを示しています。
- ・「交流拠点都市」は、本市がこれまで交通の要衝の地として発展してきたことを踏まえ、今後も東北 自動車道や北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用して産業振興や基盤整備を進めるととも に、人と人との交流を図ることで、魅力と活力あるまちづくりを進めることを示しています。



第

節

### ○基本目標

### ①地域の特色を活かした快適なまちづくり

- ・災害に強い、交通事故や犯罪がない安全なまちづくりの推進
- ・市の均衡ある発展を目指すため、地域の特性を活かしたまちづくりの推進
- ・快適な生活環境の形成や都市環境の整備の推進
- ・循環型社会の形成と自然環境の保全

### ②やさしくふれあいのある健康福祉づくり

- ・市民の健康づくりの推進と医療・介護体制の充実
- ・子育で支援の充実
- · 高齢者が生きがいをもって快適に生活できる環境の整備
- ・心が通い、お互いを支え合う地域社会の形成

### ③魅力と活力ある産業づくり

- ・恵まれた立地条件を活かして首都圏の消費者を対象とした農業の推進
- ・ 生産基盤の整備などによる林業の振興
- ・鉱工業の活性化を図るため、経営体質の改善、技術力の強化、製品の高付加価値等の促進
- ・中心市街地の活性化、既存商業の再生、新規商業施設を核とした広域的な商業拠点の形成
- ・東北自動車道、北関東自動車道の高速交通体系を最大限に活用した企業誘致の促進や観光振興の推進
- ・ 今後発展するとみられる情報産業を始め、生活、医療、福祉等、新たな需要に対応した生活 関連産業の育成

### ④豊かな心を育む教育・文化づくり

- ・心豊かな人づくりを目指す学校教育の推進と、地域が教育に積極的に関われる体制の整備
- ・市民が自主的、主体的に生涯にわたり学び続ける環境づくりの推進
- ・各地域に伝わる歴史、文化資源の保護、文化活動、スポーツ活動の振興

### ⑤市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

- ・市民と行政の相互の信頼と適切な役割分担に基づく協力関係の確立
- ・国際化の進展に伴う国際交流活動の支援、広域・地域連携の推進
- ・人権が尊重されるまちづくりの推進
- ・地方分権に対応した行財政運営の推進

### 3. 土地利用の基本方針

総合計画では、まちづくりの基本方針と併せて、本市のまちづくりを推進するにあたり、市の発展や市民生活に密接に結びつく土地利用の基本方針を定めています。

- ①山・森林・河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。
- ②貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
- ③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④まちの顔となる都市核の整備を図ります。
- ⑤定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
- ⑥農林業、鉱工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ⑦全市的・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑧地域間の均衡のとれた土地利用を推進します。

将来像の実現と、市の均衡ある発展を目指して、土地利用の基本方針に基づき、市域を市街ゾーン、田園・ 集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を推進します。





第2節

### 1. 計画策定の目的

後期基本計画は、基本構想で示した本市のまちづくりの基本方針を実現するため、まちづくりの課題を目的別に整理して 13 政策と 36 の施策に体系化し、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で行う施策の方針や目標を明らかにして、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

### 2. 計画策定の考え方

後期基本計画は、次の観点を踏まえて策定しました。

- ・中期基本計画で定めた36施策の目標及び方針の達成状況や、後期基本計画期間に引き継がれるまちづくりの課題を施策ごとに検証して、後期基本計画の政策体系(政策 施策 基本事業)を構築しました。また、政策体系の施策ごとに平成26年度から平成29年度に行うべき方針や目標を設定しました。
- ・市長マニフェストと施策の関連性を検証し、市長マニフェストを推進するための取組を施策方針に盛り込みました。

### 3. 計画の構成

第1章「総論」総合計画及び後期基本計画の概要を示しています。

第2章「各論」後期基本計画の36施策ごとに、施策の目的、これまでの主な取組、現状と課題、施 策の基本方針、主な成果指標の目標値等を示しています。

### 4. 計画の進行管理

基本構想に示されたまちづくりの基本方針を具体的に推進するため、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間は、後期基本計画に定められた 36 施策の方針及び目標の達成に向けて、実施計画事業を始め、施策に関連付けられている事務事業を効率的かつ効果的に推進します。

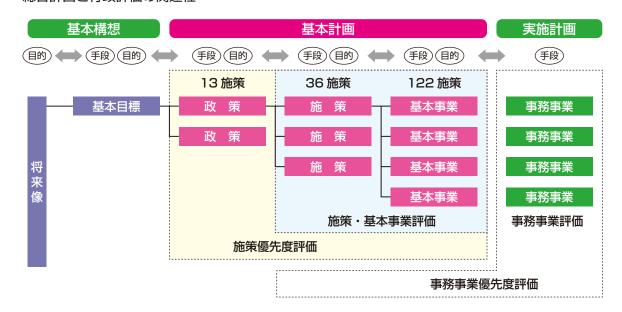
この施策の方針や目標、事務事業の進行管理は、行政評価の評価結果を活用します。

行政評価では、施策及び基本事業ごとに定めた方針や目標の達成度を、施策・基本事業評価により評価し、その評価結果から各施策の現状と課題などを明らかにして、施策の次年度の取組方針に反映させます。

また、施策・基本事業評価及び事務事業評価の結果を踏まえて、施策優先度評価や事務事業優先度評価を行い、次年度の重点施策の選定や各事務事業の事業費決定に反映します。

このように、総合計画の政策体系に沿った評価を行うことにより、計画 - 実施 - 評価のマネジメントサイクルを確立し、着実に総合計画を推進します。

### 総合計画と行政評価の関連性





### 5. 個別計画との整合性

総合計画は、本市のまちづくりを推進するための総合的かつ基本となる計画です。そのため、市民生活、福祉、産業、教育等の各分野別に策定される個別計画は、総合計画の各施策の方針及び目標を具現化する内容となることが重要です。

本市では、前期及び中期基本計画を策定する際に、個別計画との整合性を図りましたが、後期基本計画においても、各施策に関連する個別計画を洗い出し、「関連する個別計画」として本計画に掲載しました。今後、後期基本計画期間内に、新たに個別計画を策定する場合や見直しを行う場合は、後期基本計画に定められた施策方針及び目標との整合性を図ります。

### 総合計画と個別計画の整合性



### 6. リーディングプロジェクト

本市では、観光による振興とまちづくりを推進するため、「観光立市の推進」を中期基本計画の重要課題として取組を行ってきました。

これに加え、後期基本計画では「スポーツ立市の推進」をリーディングプロジェクト(本市のまちづくりを推進するにあたり、特に重要でかつ先導的な役割をもつ施策横断的な計画)として位置付けます。

### 目的

スポーツ立市の目的は、健康増進にとどまらず、人々に勇気や希望、夢や感動などを与え、その「力、魅力」は今後のまちづくりに活力をもたらすものです。自ら行う「するスポーツ」、トップレベルの試合を観戦する「観るスポーツ」、スポーツ大会・イベントの運営を支援する「支えるスポーツ」など様々な形で市民がスポーツに親しみ、スポーツに対する愛着と情熱を醸成する中で様々な施策に挑戦し、観光立市と並ぶ交流拠点としてのまちづくりを行います。



### 推進する背景

・平成 22 年 8 月に「スポーツ立国戦略」~スポーツコミュニティ・ニッポン~ が策定され、人 (する人、観る人、支える(育てる)人) を重視し、すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・ 公正に行うことができる環境の整備と、トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出、新しい 公共の形成等により社会全体でスポーツを支える基盤の整備といった、スポーツ立国戦略を実現 していくための基本的な考え方が明らかになりました。

### 目 標

- ・スポーツを通じ、市民相互の新たな連携と地域の一体感と活力により、地域社会の再生と連帯感の醸成を図ります。
- ・生涯スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ環境の整備、スポーツツーリズム等を推進し、 「スポーツ立市によるまちづくり」を推進します。

### 今後の展開

・スポーツ立市構想をリーディングプロジェクトに位置付け、施策横断的な取組として打ち出すとともに、スポーツに関する政策を生涯学習の政策から分離し、新たにスポーツに焦点を当てた政策として「スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり」を創設し、「生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備」と「スポーツツーリズムの推進」の2つの施策を立てて推進していくこととしました。



### 7. 政策体系とリーディングプロジェクトの関係図

将来像	基本目標(5)	政 策 (13)	施 策 (36) カープロジョ	ディング ジェクト
	地域の特色を活かした 快適なまちづくり	安心して安全に 暮らせるまちづくり	消防・防災体制の強化 交通安全・防犯対策の推進 消費者保護対策の推進	
		住みやすい快適な まちづくり	都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進まちなかの活性化と公共交通網の整備快適で質の高い住環境の整備安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	
育み支え合うひとびと、		環境にやさしい まちづくり	ごみの発生抑制と資源の有効活用 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全 再生可能エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進	
た合うな	やさしくふれあいのある 健康福祉づくり	健康で安心して 暮らせるまちづくり	心と体の健康づくりの推進地域医療体制の充実	
ひとびと		安心して子育ての できるまちづくり	こどもの健やかな成長と子育て支援 子育てと仕事の両立支援	<b>5</b> 8
		助け合い生きがいを 実感できるまちづくり	豊かで健やかな長寿社会の実現 障がい者の社会参加と自立の推進 地域福祉の推進と生活保障の充実	観光立市
水と緑と万葉の	魅力と活力ある 産業づくり	産業振興で活力の あるまちづくり	都市型農業の推進と中山間地域の活性化 活力ある商業・鉱工業の振興 北関東自動車道沿線開発と企業誘致の促進	・スポー
泉の地に		観光とコンベンション による賑わいと 活力あるまちづくり	ひとを集める観光戦略の展開 魅力ある観光資源の開発と整備 都市ブランド戦略の推進	リン立 市
広がる交流拠点都市	豊かな心を育む教育・文化づくり	豊かな心と確かな学力を 育むまちづくり	特色ある教育と心の教育の推進 安全で安心して学べる教育環境の整備 学校・家庭・地域連携による教育力の向上	
流拠点		生涯にわたり学びの あるまちづくり	生活を豊かにする生涯学習の推進 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進	
都市		スポーツを軸とした 人々が集まるまちづくり	生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備 スポーツツーリズムの推進	
	市民みんなでつくる 夢のあるまちづくり	人権を尊重した市民参加 によるまちづくり	市民と協働した地域づくりの推進 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現 市政情報の共有と広聴活動の充実	
		自立した行政経営によるまちづくり	効率的な行政経営の推進 持続可能な財政運営の推進 分権時代を担う職員の育成と人事管理	



## 第2章 各論



佐野駅前広場

# 第1節 地域の特色を活かした 快適なまちづくり

### 安心して安全に暮らせるまちづくり

### (1)消防・防災体制の強化

### 施策の目的

- 市民の生命、財産を災害(火災、地震、水害、土砂災害等)から守ります。
- 災害発生時の被害を最小限に抑えます。

### これまでの主な取組

- ●市民の防災に対する意識の高揚を図るため市のホームページや広報さの等で PR を行いました。
- ●自主防災組織<sup>※1</sup>の組織化を進めるとともに、モデル地区を指定し、防災資機材の整備支援や防災訓練を実施しました。
- 市有特定建築物(本庁舎、葛生庁舎、佐野市文化会館、市民体育館、田之入老人福祉センター) の耐震診断を実施しました。
- 備蓄倉庫を整備し、地域防災計画に基づき食糧等の備蓄を行いました。
- ●治山・治水対策の推進については、準用河川旧秋山川の整備を計画どおり実施しました。
- 災害時に市民へ迅速な情報伝達ができるように防災行政無線の維持管理を行いました。
- ●消防団の各分団と連携し、消防団員の確保に努めました。
- ●消防車両を更新するとともに、消防団機械器具置場及び車両等の維持管理、修繕を行いました。
- ●消火栓、防火水槽を新設するとともに、維持管理、修繕を行いました。
- 災害時の医療救護に関する協定を佐野医師会と締結するとともに、佐野市民病院と佐野厚生病院 を後方支援病院に位置付けました。

※1 自主防災組織 地域住民による任意の防災組織

### 現状と課題

- ●自主防災組織を設置していない町会に対して組織化を働きかけるとともに、モデル町会の指定を 増やして防災資機材の貸与を推進し、防災・減災に対する意識の高揚を図ることが必要です。
- ●ハザードマップ<sup>※2</sup>、防災行政無線<sup>※3</sup>、緊急地震速報等を活用し、災害情報や避難情報を周知する ことが必要です。
- 避難所の耐震診断の実施を検討するとともに、避難所の物資を整備することが必要です。
- ●防火のための空き家対策として、パトロール等を強化し、火災発生の危険がある空き家については、所有者等に対して適正管理を行うよう指導することが必要です。
- ●他の自治体及び民間企業との災害時における各種協定の締結を進めることが必要です。
- ●河川の洪水対策として、準用河川の浚渫\*⁴を行うことが必要です。
- 消防団員を確保するため、分団と連携しながら、あらゆる機会を利用して積極的に PR を行うことが必要です。

河川などで水源からの堆積土砂のため川底が浅くなり、河川の流量が確保できなくなることから、治水のために行う土木工事



<sup>\*2</sup> ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもので、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲と被害程度、避難経路、避難場所などの情報も図示される。

<sup>\*3</sup> 防災行政無線 災害に関わる情報伝達を確保するために整備されたデジタル方式の無線通信システムで、防災情報を収集するための移動系と、屋外スピーカー等で市民に対して防災情報

<sup>\* 4</sup> 浚渫

本事業
防災意識の高揚と地域防災力の向上
防災・危機管理体制の整備
消防力の強化と救急業務体制の整備

### 施策の基本方針

### ①防災意識の高揚と地域防災力の向上

- ・自主防災組織の組織化を推進するとともに、モデル地区を指定し、防災資機材の整備や防災訓練 実施などの支援を行います。
- ・防災訓練の実施や市のホームページや広報さの等での啓発を行うことにより、市民が普段から 防災に対する備えをするよう働きかけます。

### ②防災・危機管理体制の整備

- ・避難施設の耐震診断の実施を検討するとともに、避難所物資の配備を計画的に進めます。
- ・備蓄倉庫の整備や備蓄品の配備を計画的に進めます。
- ・他の自治体や民間企業との連携を強化し、災害協定の締結を推進します。
- ・火災発生の危険がある空き家のパトロール等を強化し、所有者等に対し、適正管理を行うよう 指導します。

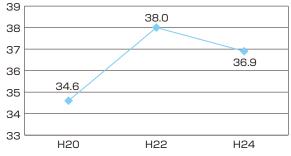
### ③消防力の強化と救急業務体制の整備

- ・災害発生時に迅速な消防活動ができるようにします。
- ・消防団の施設と車両の整備を推進するとともに、消防団員の確保に努めます。
- ・災害時の傷病者に対する救急搬送体制の充実を図ります。

### ④治山・治水対策の推進

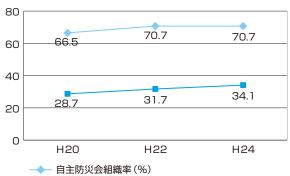
- ・国、県との連携により、山地災害危険箇所の整備を進めます。
- ・河川の洪水を防止するため、準用河川の浚渫を行います。

### 普段から災害に対する備えをしている市民の割合



◆ 普段から災害に対する備えをしている市民の割合(%)

### 自主防災会組織率、資機材整備率



─◆─ 自主防災会組織率(%) ─■─ 資機材整備率(%)



### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
災害による死傷者数	15人	6人
普段から災害に対する備えをしている市民の割合	36.9%	54.0%

### 役割分担



- 「自らの身は自らで守る」という意識を持ちます。
- ・普段から防災備蓄品を用意することや避難場所の確認、地域などで行う防災訓練等に積極的に参加します。



- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 事業所は、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めるとともに、 災害発生時には顧客や従業員の安全確保を図り、業務の早期再開に努めます。



- 自主防災組織の組織化を促進するとともに、自助及び共助の意識の啓発を行います。
- 災害発生の危険がある場合や災害が発生した場合に、災害情報や避難情報を市民に速やかに伝達します。
- 治山・治水対策や建築物の耐震化を進めるなど、防災・減災に努めます。
- 消防団員の確保や消防水利の整備など、消防力の向上を図ります。

### 関連する個別計画

- 佐野市地域防災計画
- 佐野市国民保護計画



防災訓練



防火訓練



### (2) 交通安全・防犯対策の推進

### 施策の目的

- 市民が交通事故を起こさないようにします。
- 市民が交通事故に遭わないようにします。
- ●市道を安全に管理します。
- 犯罪の発生を抑制し、市民が安心して生活できるようにします。

### これまでの主な取組

- ●佐野警察署等の関係機関と連携し、春季、秋季、年末の交通安全運動期間を中心に啓発活動を実施するとともに、町会や老人会、小中学校、保育所など、様々な団体に対し交通安全教室を実施しました。
- ■高齢者を対象に交通安全教室、自転車運転講習会を開催し、自転車を利用している高齢者等に反射テープの配布、交通安全の啓蒙を行いました。
- カーブミラーや街路灯は、緊急性の高い箇所から順次整備を行いました。
- 市道 2 級 150 号線交通安全施設等整備事業と都市計画道路 3・5・212 号奈良渕堀米線整備事業を推進しました。
- 佐野市防犯協会、佐野警察署と連携し、小学校や防犯団体等を対象に、不審者対応訓練などの防犯教室を実施するとともに、市のホームページや広報さの等で防犯情報を提供しました。
- 自主防犯団体との合同パトロール、腕章の貸与等、自主防犯団体への支援を行いました。
- ●防犯灯設置事業において、佐野市防犯協会に支援を行いました。
- ●子どもの安全確保のため「こども 110 ばんの家」プレートを作成し配付しました。
- 住まいの簡易防犯チェックリストを市のホームページや広報さのに掲載しました。
- ●東武佐野線の7駅(佐野駅を除く)に防犯カメラを設置しました。
- 少年補導員及び少年指導相談員による街頭補導を実施し、青少年への現場注意及び指導を行いました。

### 現状と課題

- ●交通事故の被害に遭う割合が高い高齢者に対して、警察、関係団体と連携し、交通安全教室、自転車運転講習会等の交通安全教育を行うことが必要です。
- ●緊急性の高い箇所からカーブミラー等の設置を行うとともに、市道2級150号線交通安全施設整備事業、都市計画道路3・5・212号奈良渕堀米線整備事業を推進することが必要です。
- ●佐野警察署や佐野市防犯協会等と連携し、市民一人一人の防犯意識を高めるための教育や啓発活動を行うとともに、自主防犯組織の育成、支援を行うことが必要です。
- ●防犯のための空き家対策として、佐野警察署等と協力してパトロールを強化し、犯罪の温床となりえる空き家については、所有者に対して適正管理を要請することが必要です。
- 佐野市防犯協会を通じて防犯灯設置の支援を行うとともに、防犯灯の LED 化を推進することが 必要です。



<b>Z</b> 事業
道路・交通安全施設の整備
防犯意識の高揚と防犯体制の充実
紀罪を防止する環境の整備

### 施策の基本方針

### ①交通安全意識の高揚

- ・佐野警察署や交通安全関係団体と連携し、交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を行います。
- ・保育所、幼稚園、小中学校、町会、老人会等に呼びかけ、交通安全教室を実施します。
- ・高齢者に対して交通安全教室を行うとともに、自転車運転講習会、自転車への反射テープの配布 などを行い、交通安全の周知を図ります。

### ②道路・交通安全施設の整備

- ・カーブミラー、街路灯等の交通安全施設の整備を、緊急性の高い危険箇所から実施します。
- ・通学路の児童生徒の安全確保のため、歩車道を分離する市道2級150号線交通安全施設等整備事業を、早期に完成させます。
- ・安全な道路環境確保のため、都市計画道路 3・5・212 号奈良渕堀米線の歩道整備工事を、早期に完成させます。

### ③防犯意識の高揚と防犯体制の充実

- ・自主防犯意識、地域安全意識の高揚を図るため、佐野警察署、佐野市防犯協会と連携し、防犯教育や啓発活動を実施します。
- ・佐野市防犯協会の各種活動を支援します。
- ・自主防犯組織の育成を図るとともに、活動を支援します。
- ・佐野警察署等と協力し空き家のパトロールなどを強化し、犯罪の温床となりえる空き家について は、所有者に対し適正管理を要請します。
- ・街頭補導を実施し、青少年の非行防止を図ります。

### ④犯罪を防止する環境の整備

- ・佐野市防犯協会を通して、協会が行う防犯灯の設置と町会の電気料の費用を支援します。
- 佐野警察署や関係機関と連携し、犯罪防止に効果的な箇所に防犯力メラの設置を進めます。

### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
交通事故発生件数	515 件	520 件
全刑法犯認知件数 <sup>* 1</sup>	1,046 件	950件
日常生活のなかで犯罪の面で安心した生活をし ている市民の割合	54.2%	66.6%

\* 1 全刑法犯認知件数 警察署に被害届が提出された件数

### 役割分担



- 交通安全への高い意識を持ち、交通ルールを遵守します。
- 自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります。

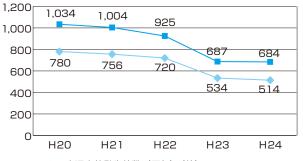


- 犯罪の抑制のために地域の連帯意識を高めます。
- 各事業所の安全運転管理者等を通して、従業員に対する交通安全の啓発、研修会を実施します。



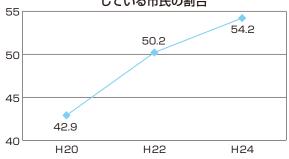
- ●交通関係機関、関係団体と連携して、交通安全の啓発を行います。
- 交通安全、防犯に関する情報の収集と提供をします。
- 交通安全教室や自転車運転講習会を実施します。
- ●防犯に関する啓発、ボランティアの育成、防犯活動を協働して進めていくための 仕組みづくりを行います。
- 防犯灯設置の支援を行います。
- ●街頭補導を行い、青少年の非行防止を図ります。

### 交通事故発生件数、死傷者数



──── 交通事故発生件数(暦年)(件) ─**■**─ 交通事故死傷者数(暦年)(件)

### 日常生活の中で防犯の面で安心した生活を している市民の割合



ー 日常生活の中で防犯の面で安心した生活をしている 市民の割合(%)



### (3) 消費者保護対策の推進

### 施策の目的

市民が安心して消費生活を送れるようにします。

### これまでの主な取組

- ●消費生活講座を開催し、町会・老人会からの依頼に応じて行う消費生活出前講座に専門講師を派遣し、消費生活に関する啓発や情報提供を行いました。
- 家庭菜園等で栽培された自家消費用の野菜等の放射性物質簡易検査を行い、検査結果を市のホームページや広報さのに掲載することにより、食品に含まれる放射性物質の不安解消に努めました。
- ●消費生活センター相談員が国・県の実施する専門講座等を受講し、相談員の資質の向上に努めました。
- ●消費者友の会、消費者リーダー連絡会の活動を支援しました。
- 消費生活に関する勉強会、研修会を開催して、各団体と消費生活に関する情報の共有を図りました。

### 現状と課題

- 振り込め詐欺や訪問販売等の被害に遭わないように、消費者、特に高齢者に対して正しい消費生活情報を提供することが必要です。
- 相談員の資質の向上を図り、消費生活センターの機能を充実することが必要です。
- 多様化・複雑化している各種相談に対応するため、市民相談体制の強化を図ることが必要です。
- 食品の放射性物質の簡易検査を行い、食品に対する不安を解消することが必要です。

### 消費者生活相談件数





施策の体系	
施策	基本事業
<b>兴弗老</b> 伊莱拉 <u>萨</u> 乔米米	①正しい消費の啓発と情報提供の充実
消費者保護対策の推進	②生活相談体制の充実

### 施策の基本方針

### ①正しい消費の啓発と情報提供の充実

・市のホームページや広報さの等により、正しい消費生活に関する情報の提供を行うとともに、消費生活講座や出前講座等の啓発活動により、消費生活トラブルの防止に努めます。

### ②生活相談体制の充実

- ・日常生活における様々な相談に対応するため、消費生活センターの相談体制を充実させるとともに、専任の市民相談員の設置や弁護士の無料法律相談、専門相談員による合同相談等を実施し、各種の困りごとの解消を図ります。
- ・ 自家消費用の野菜等の放射性物質簡易検査を行い、食品に含まれる放射性物質の不安解消に努めます。



### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
消費生活相談件数	754 件	650 件

### 役割分担



- 正しい消費知識を習得し、消費上のトラブルに巻き込まれないようにします。
- ●行政に対し、消費生活に関する実態の情報を提供します。
- ●地域及び消費者団体間で、情報を共有します。



- ●責任ある商品やサービスの提供をします。
- ●適正な表示及び取引をします。



- ●市民に対する支援(情報の提供、相談窓□の設置)を行います。
- ●消費者団体の育成・支援(研修・情報の提供)を行います。
- 県、警察等の関係機関と情報の共有化を図り、連携を強化します。



消費者トラブル



### 住みやすい快適なまちづくり

### (1)都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進

### 施策の目的

- 幹線道路の整備を進め、移動が円滑にできるようにします。
- 計画的な地域づくりを進めます。

### これまでの主な取組

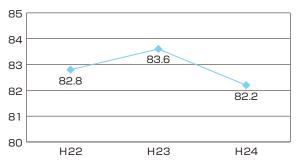
- 道路整備事業を推進するため、適切な事業の執行や県道の整備を要望し、幹線道路の整備を図りました。
- ●地籍調査<sup>※1</sup>事業に関する講習会や説明会へ参加するとともに、先進地視察を行いました。
- ■景観計画の策定と景観条例の施行により、市民への啓発や市民活動を促す環境づくりに着手しました。
- \* 1 地籍調査

土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する国土調査事業

### 現状と課題

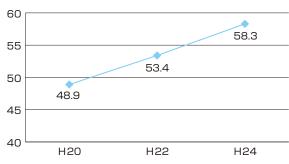
- 整備が進んでいない幹線道路は、優先度の高い路線の選定や事業主体等について関係機関と協議することが必要です。
- 地籍調査事業は、実施計画(年次計画)の策定等の事業実施に向けた準備を行うことが必要です。
- 都市計画区域に隣接する無指定区域の一部の無秩序な開発を抑止する方策を検討することが必要です。
- ●国道 50 号沿線の地域づくりとインフラ整備の構想を検討することが必要です。
- ●景観形成重点エリア候補地の指定に向けて、地元関係者と協議を行うことが必要です。
- 景観形成に関する市民の意識を高めることが必要です。

### 道路網が整備され便利になったと思う市民の割合



→ 道路網が整備され便利になったと思う市民の割合(%)

### 住居地区の街並みが良好だと感じている市民の割合



→ 住居地区の街並みが良好だと感じている市民の割合(%)



### 施策の体系

### 施策

### 都市機能を高める幹線道路の整備 と計画的な地域づくりの推進

### 基本事業

- ①計画的な幹線道路ネットワークの整備
- ②地域の特性を活かした土地利用の推進
- ③良好な景観の保全と形成

### 施策の基本方針

### (1)計画的な幹線道路ネットワークの整備

・未整備の幹線道路について、関係機関と協議し、投資効果の高い整備を進めます。

### ②地域の特性を活かした土地利用の推進

- ・地籍調査事業の実施に向けた計画を策定します。
- ・都市計画区域外の一部に存在する無秩序な開発を抑止する方策を検討します。
- ・地域の特性を踏まえたうえで、国道 50 号沿線の地域づくりとそれに伴うインフラ整備についての構想を検討します。

### ③良好な景観の保全と形成

- ・地域の特性を踏まえた景観形成重点エリアの指定に向けて、住民等との合意形成を図ります。
- ・景観の形成に関する市民意識向上のための取組を推進します。



三毳山から佐野新都市地区を望む



### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
道路網が整備され便利になったと思う市民の割合	82.2%	85.5%
居住地区の街並みが良好だと感じている市民の割合	58.3%	60.0%

### 役割分担



- ●道路美化活動等へ参加します。
- ●地籍調査の実施に協力します。
- 土地利用のルールを守り、快適な生活環境を保ちます。
- ●まちの美観や景観に配慮した住宅や事業所等を建築します。



- 幹線道路ネットワークの整備を行います。
- 地籍調査の基本計画で定めた優先順位に沿った実施計画を策定し、地域や権利者の理解を得て、事業の推進を図ります。
- ●土地利用のルールについて、市民に広く周知します。
- 地域住民や事業者への景観形成活動に対する支援や普及啓発活動に努め、景観に 配慮した建築物や看板の設置に向けた規制・誘導を行います。

### 関連する個別計画

- ●国土利用計画佐野市計画
- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市景観計画
- 佐野市地籍調査事業基本計画
- ●(仮称) 佐野市地籍調査事業実施計画



田沼北区画整理



### (2) まちなかの活性化と公共交通網の整備

### 施策の目的

- まちなかでの生活者や事業者を増加させ、活性化を図ります。
- ●市民の生活スタイルに必要な移動手段を確保するとともに、交通網を整備し、まちなかや市内外の交流を活性化します。

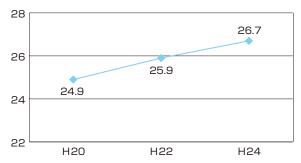
### これまでの主な取組

- 中心市街地活性化のための拠点施設を整備しました。
- まちなかの回遊性を向上させるため、歩道の整備に着手しました。
- 「佐野市中心市街地活性化基本計画庁内推進会議」を設置し、佐野市まちなか活性化推進協議会 と連携して、まちなか居住の推進に関する研究を行いました。
- ●まちなか活性化推進のため、継続的に関係団体と連携を図り、イベントを開催しました。
- ●公共交通の利便性を向上させるため、バス路線ごとの運行見直し基準の設定や鉄道のダイヤ改正 に合わせたバス路線の運行ダイヤ等の見直しを行いました。
- ●公共交通空白地への取組として、犬伏地区へのバス路線導入に向けて地元説明会及びワークショップによる検討を行いました。

### 現状と課題

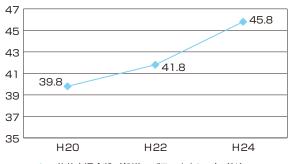
- 佐野市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた新庁舎周辺の主要道路の整備促進を図るほか、都市基盤となる路線の整備を推進することが必要です。
- 佐野市まちなか活性化推進協議会等と連携し、佐野市中心市街地活性化基本計画における未着手事業について検討することが必要です。
- 新庁舎完成までの期間も考慮し、関係団体や市民と連携した効果的なイベントを実施して、賑わいを創出することが必要です。
- 商業地域として位置付けられた中心市街地の活性化に向けて、総合的な方策の研究を進めることが必要です。
- 公共交通空白地域の解消に向けた検討を行うことが必要です。
- 新たなバス路線の導入による財政負担を考慮し、既存路線の効率化や利用者の増加等による収益の確保に努めることが必要です。

### まちなかが以前に比べて便利になったと思う市民の割合



→ まちなかが以前に比べて便利になったと思う市民の割合(%)

### 公共交通が利用しやすいと思う市民の割合



→ 公共交通全般(鉄道・バス・タクシー)(%)



### 施策の体系

### 基本事業

### まちなかの活性化と公共交通網 の整備

- ①計画的な中心市街地活性化の推進
- ②地域市街地拠点(田沼駅・葛生駅周辺)の活性化の推進
- ③公共交通の利便性の向上

### 施策の基本方針

### ①計画的な中心市街地活性化の推進

- ・県道桐生岩舟線と市道1級1号線を含む新庁舎周辺の道路整備を計画的に推進します。
- ・まちなか活性化推進協議会等との連携により、佐野市中心市街地活性化基本計画の未着手事業の 見直しを行うとともに、円滑な事業実施を図ります。
- ・各団体と連携したイベントや賑わい創出事業を行います。
- ・商業地域という特性を活かした魅力的な賑わいのある中心市街地とするため、まちづくり会社の 研究を進めます。

### ②地域市街地拠点 (田沼駅・葛生駅周辺) の活性化の推進

・空き店舗対策、各団体と連携したイベントなどの賑わい創出事業を実施します。

### ③公共交通の利便性の向上

- ・利用者のニーズに対応した、鉄道やバス路線等のネットワークの充実を図るとともに、公共交通 空白地域の解消に向けた検討を進めます。
- ・乗り換えの利便性の向上に努めるとともに、観光誘客に向けた取組を推進します。

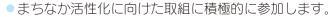


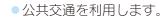
### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
まちなかが以前に比べて便利になったと思う市民 の割合	26.7%	31.0%
公共交通が利用しやすいと思う市民の割合	45.8%	60.0%

### 役割分担











- まちなか活性化を支える都市基盤の整備を推進します。
- まちなか活性化に向けた市民、事業所の活動を支援します。
- 公共交通の利便性の向上を図ります。
- 公共交通利用促進のための市民啓発を行います。

### 関連する個別計画

- 佐野市都市計画マスタープラン
- 佐野市中心市街地活性化基本計画
- 佐野市総合交通マスタープラン
- 佐野市地域公共交通総合連携計画



まちなか楽市



市営バス さーのって号



### (3) 快適で質の高い住環境の整備

### 施策の目的

生活しやすい快適で質の高い住環境を創出します。

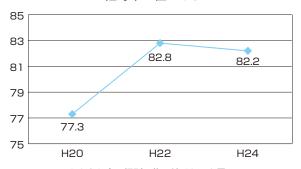
### これまでの主な取組

- 快適で安全な住宅づくりを推進するため、住宅の耐震化等の啓発や建築確認における完了検査済 証の交付を行いました。
- ●市営住宅の修繕や耐震診断を行い、適正な維持管理に努めました。
- 生活道路は、緊急性や危険度などを考慮して整備を進めました。
- ●雨水排水路は、雨水幹線の継続箇所を重点的に整備しました。
- ●公園や緑地を計画的に整備し、適切な維持管理に努めました。

### 現状と課題

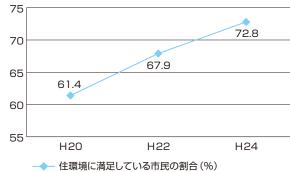
- 安全な住宅づくりを推進するため、啓発活動を強化することが必要です。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づく改修を推進するとともに、将来を見据えた公営住宅等の適正規 模を検討することが必要です。
- 生活道路を効率的・効果的に整備することが必要です。
- 狭あい道路の解消に向けた取組が必要です。
- 整備計画に基づく雨水幹線の整備を推進することが必要です。
- 公園を計画的に整備し、快適な利用環境の整備を推進することが必要です。

### 佐野市の住みやすさ



- これからも今の場所に住み続けたいと思っている 市民の割合(%)

### 住環境に満足している市民の割合







施策の体系	
施 策	基本事業
快適で質の高い住環境の整備	①快適で安全な住まいづくりの推進と市営住宅の適正な 管理・運営
	②生活道路の整備
	③雨水排水路の整備
	④公園の整備

### 施策の基本方針

### ①快適で安全な住まいづくりの推進と市営住宅の適正な管理・運営

- ・長期優良住宅など質の高い住宅づくりに有効な情報の提供や相談事業等を積極的に行います。
- ・住宅の耐震化を推進するとともに、建築確認に伴う完了検査の徹底を図ります。
- ・市営住宅の計画的な改修や修繕に努め、住宅困窮者への住宅提供を推進します。

### ②生活道路の整備

- ・緊急性や危険度の高い路線や箇所を重点的に整備します。
- ・狭あい道路の解消に向けた方策を検討します。

### ③雨水排水路の整備

・浸水対策として、緊急性の高い幹線排水路から計画的に整備を進めます。

### ④公園の整備

・公園や緑地が安全に安心して利用できるように、計画的な整備や適正な維持管理を図ります。

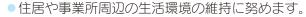
### 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
住環境に満足している市民の割合	72.8%	80.0%

### 役割分担











- 安全安心な住まいづくりや質の高い住宅づくりへの支援を強化します。
- ●市営住宅、道路、幹線排水路及び公園等の公共施設を適正に整備、管理します。
- 公共施設の耐震化や長寿命化を進めます。
- 公共施設の新設及び改修にあたっては、バリアフリー化を推進します。

### 関連する個別計画

- 佐野市都市計画マスタープラン
- ●佐野市住宅マスタープラン[佐野市住生活基本計画]
- 佐野市公営住宅等長寿命化計画
- 佐野市建築物耐震改修促進計画
- 佐野市橋梁長寿命化修繕計画
- 佐野市公共下水道全体計画変更
- 佐野市公園施設長寿命化計画



市道佐野 54 号線



### (4) 安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

### 施策の目的

- いつでも安全で安心な水を安定的に提供します。
- 生活排水を適正に処理します。

### これまでの主な取組

- ●安定した水の供給を行うために、老朽化した水道管の布設替工事を行い、調査で発見された漏水に対応しました。
- 水道水の水質検査の結果は、水道法に基づいた基準値内であり、放射性物質(セシウム 134・137) も検出されず安全であることを確認しました。
- 安全な水の供給を行うために、菊川浄水場へ紫外線照射装置を設置するとともに、大橋浄水場への設置に着手しました。
- 水道未普及地域(秋山地区)の解消策を検討しました。
- 人口減少等により水道使用量が減少するなかで安定した事業経営を行うため、水道料金を改定し、 赤字を黒字に転換しました。
- ●生活排水処理施設(公共下水道、合併処理浄化槽\*1、農業集落排水処理施設\*2)は、事業区域に合わせてコストの軽減を図り、整備及び普及に努めました。
- ●下水道に接続していない世帯や事業所への訪問等を行い、水洗化普及に向けた取組を実施しました。
- \* 1 合併処理浄化槽
- 家庭のし尿と併せて生活雑排水も処理する浄化槽を合併処理浄化槽といい、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。
- \* 2 農業集落排水処理施設

農村集落より排出される家庭のし尿や生活雑排水を処理する施設

### 現状と課題

- 老朽化した水道施設(配水管、電気機械設備)を修繕し、計画的に施設を更新することが必要です。
- ■水道水の水質の適正管理とクリプトスポリジウム\*3 汚染防止対策として、紫外線照射装置を計画的に整備することが必要です。
- ●水道未普及地域解消に向けた方策を検討することが必要です。
- ■水道施設の効率的な維持管理により経費の削減を図るとともに、安定した事業経営を行うための 適正な使用料金を検討することが必要です。
- 公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、下水道に接続していない世帯や事業所への水洗 化普及活動を強化することが必要です。
- 老朽化した下水道施設の計画的な改築や修繕を行うことが必要です。
- 合併処理浄化槽の計画的な普及促進に向けて取り組むことが必要です。
- 県から移管される流域下水道施設の維持管理に向けた対応が必要です。
- \*3 クリプトスポリジウム

ヒトやその他の哺乳動物の腸管に寄生する原虫の一種で、水源等がクリプトスポリシウムにより汚染されると、水道水や飲料水の中に混入して、下痢などの集団感染を 引き起こすことがある。

\*4 生活排水処理施設の処理人口普及率 (※グラフで使用)

人口における生活排水処理(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理)人口の割合



基本事業
①安全で安心な水の安定供給
②水道事業の安定した経営
③生活排水施設の整備、普及促進及び水洗化向上
④生活排水施設の適正管理

#### ①安全で安心な水の安定供給

- ・老朽化した塩化ビニル管の計画的な布設替工事を行います。
- ・水質検査計画に基づき検査を実施します。
- ・紫外線照射装置によるクリプトスポリジウム汚染対策を行います。
- ・水道未普及地域解消に向けた取組を検討します。

# ②水道事業の安定した経営

・健全経営を維持するため、業務の効率化を図るとともに、事業の状況や水需要の動向に応じた 水道料金の検討をします。

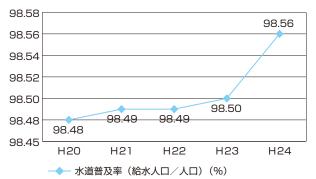
# ③生活排水施設の整備、普及促進及び水洗化向上

- ・公共下水道未普及地区の下水道整備を推進します。
- ・公共下水道区域外の地区への合併処理浄化槽設置を支援し、普及促進を図ります。
- ・下水道の未接続世帯や事業所に対して、水洗化普及活動を強化します。

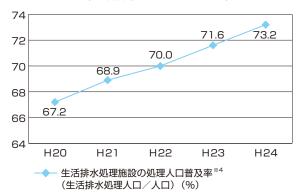
#### ④生活排水施設の適正管理

- ・下水道(管路)長寿命化計画に基づき計画的な改築・修繕工事を実施します。
- ・合併処理浄化槽の適正管理について、指導及び啓発を行います。
- ・下水道及び農業集落排水処理施設を適正に維持管理し、放流水質の基準値を保持します。





# 生活排水処理施設の処理人口普及率 (生活排水処理人口 / 人口)





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
有収率*5	85.1%	87.0%
生活排水処理施設の処理人口普及率	73.2%	79.5%

年間総配水量における年間有収水量(収入となった水量)の割合

# 役割分担







- ●節水に努め、宅内で漏水が発生しないよう適正に維持管理します。
- 公共下水道の整備済み区域では、速やかに下水道に接続し、水洗化を図ります。
- 公共下水道区域外及び農業集落排水処理施設対象区域外で単独浄化槽や汲み取り 式の場合は、合併処理浄化槽への転換を図り、適正な維持管理を行います。
- ●下水道施設の整備や維持管理に必要な負担金や使用料は、期限内に納入します。



- 安全で安心な水の安定供給を継続します。
- 安全で安定した施設の維持管理を堅持し、安心して利用可能な事業経営を図ります。
- 水道未普及地域の解消策をまとめます。
- 公共下水道の整備を推進します。
- ●下水道施設を予防保全的な維持管理に転換し、施設の延命化を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置補助金制度による計画的な設置を支援し、普及促進します。

# 関連する個別計画

- 佐野市水道事業経営変更認可(第4次拡張第6次変更)
- ●佐野市水道ビジョン
- 佐野市環境基本計画
- 佐野市生活排水処理構想
- 佐野市生活排水処理基本計画
- 佐野市公共下水道全体計画変更 ● 渡良瀬川上流流域下水道関連佐野市公共下水道事業計画変更認可
- (仮称) 佐野市下水道(管路) 長寿命化計画



佐野市の水



下水道まつり



3

# 環境にやさしいまちづくり

# (1) ごみの発生抑制と資源の有効活用

# 施策の目的

- ごみの発生を抑制し、ごみの分別排出や再生利用を促進します。
- ●ごみを適正に処理します。

# これまでの主な取組

- ●生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器導入に対する補助を行いました。
- スーパーマーケット等に対してレジ袋の無料配布中止への参加を呼びかけました。
- 町会や事業者に対して分別排出説明会を実施しました。
- ●「ごみ分別収集カレンダー」「ごみの分け方・出し方」「ごみ分別の手引き」を配布し、ごみ分別 の周知を図りました。
- 市のホームページや広報さの等による PR、みかもクリーンセンターの施設見学、リサイクルプラザでの各種講習会の開催、家具等の再生品の展示提供を行いました。
- ●エコバッグづくりの講習会や「もったいないフェア」等を新たに開催し、意識啓発を行いました。
- 廃棄物等監視員を設置して不法投棄の監視活動を強化し、不法投棄者が判明した場合は警察に通報し、再発防止を図りました。
- ■職員による夜間パトロールの強化、不法投棄禁止看板の設置、各種広報活動による啓発を行いました。
- ・搬入ごみの処理は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、再資源化できるものは可能な限り再資源 化を図り、再資源化できないものは環境に負荷がかからないよう適正に処理・処分しました。

- ごみの総排出量は、平成 22 年度までは減少傾向でしたが、平成 23 年度から増加傾向にあるため、 ごみの減量化に向け 3R<sup>※1</sup> 運動の意識啓発を行うことが必要です。
- ●ごみの発生抑制のため、レジ袋削減の推進、生ごみの減量化とバイオマスとしての活用の検討、 リユースの促進、ごみ処理手数料の有料化の検討を行うことが必要です。
- 廃棄物等監視員と環境衛生委員の連携による不法投棄防止の強化、警察との連携による不法投棄 再発の防止に取り組むことが必要です。
- 搬入されたごみを安全で安定的に処理することが必要です。
- \* 1 3R(リデュース、リユース、リサイクル) 資源の無駄遣いをなくし、ごみを減らす「リデュース(Reduce)」、使えるものを再使用する「リユース(Reuse)」、そして資源を再生利用する「リサイクル(Recycle)」 のこと。 限りある資源をできるだけ有効に使い、環境と経済を両立する「循環型社会」のキーワードである。



施策の体系	
施策	基本事業
	① 3R 運動とごみ減量化の推進
ごみの発生抑制と資源の有効活用	②不法投棄防止対策の強化
	③搬入ごみの適正処理の推進

#### ① 3R 運動とごみ減量化の推進

- · 3R 運動の啓発を行うほか、レジ袋削減に取り組む事業所の増加を図ります。
- ・ごみ分別排出説明会を行うとともに、ごみステーションでの排出指導を行い、分別の徹底を図り ます。
- ・生ごみ処理機器の普及による生ごみの減量化を推進するとともに、生ごみのバイオマス\*2とし ての活用、廃食用油のバイオディーゼル<sup>※3</sup>化について調査研究します。
- ・エコ・クッキング $^{*4}$ 等の講習会を充実するとともに、新たな講習会の検討、3R推進団体の活動 拠点化等、リサイクルプラザの活用を図ります。
- ・燃えるごみ等の排出状況により、ごみ処理手数料の有料化を検討します。

#### ②不法投棄防止対策の強化

- ・不法投棄防止のため、廃棄物等監視員、環境衛生委員との連携により、啓発活動、監視、指導、 夜間パトロールを強化します。
- ・不法投棄者が判明した場合は、警察と連携して再発防止を図ります。

#### ③搬入ごみの適正処理の推進

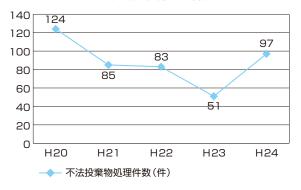
- ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、ごみの適正な処理・処分を安定的に行います。
- ・ごみ処理施設を適正に運営します。
- 家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをバイオマスといいます。
- \*3 バイオディーゼル
- 菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。

\* 4 エコ・クッキング 「食」を通じて、「身近な題材で、環境問題を体験的に楽しく考える」というコンセプトのもと、買い物から料理、片づけにいたるまでの一連の流れを通して環境に配慮 する食生活を意味します。(エコ・クッキングは東京ガス㈱の登録商標です。)





#### 不法投棄物処理件数





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
1人1日当たりのごみ排出量	923 g	830 g
再生利用率	14.7%	30.0%
搬入ごみが中間処理、最終処分において、適正に 処理・処分されなかった件数	O件	O件

# 役割分担



- ものを繰り返し使い、ごみを減らします。
- ごみの分別を行い、資源として再利用できるようにします。
- リユース品や再生資源を利用した商品を購入するようにします。



- 資源を有効に利用し、循環型社会を意識します。
- ごみの発生の少ない商品とサービスを提供します。



- ●循環型社会を構築するため、3R運動の啓発活動を推進します。
- 3R が推進されるための各種制度を構築し、運営します。
- 集められたごみのリサイクルに努めます。
- 集められたごみは、環境に負荷を与えないよう適切に処理・処分します。

# 関連する個別計画

- 佐野市環境基本計画
- ●一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- 佐野市分別収集計画





# (2) 良好な生活環境と豊かな自然環境の保全

# 施策の目的

- ●環境汚染を未然に防止し、良好な生活環境を維持します。
- ●自然環境を保全し、次世代に引き継ぎます。
- ●市民の自然環境を大切にする心を育てます。
- ●環境に配慮した事業活動を行います。

# これまでの主な取組

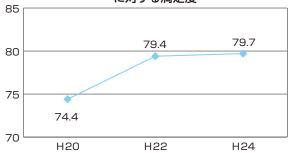
- ●環境汚染を防止するため、大気、河川水、地下水、土壌等を観測、調査しました。
- 放射線量測定を実施し、測定結果等を市のホームページや広報さのに掲載しました。
- 里山林の整備事業を実施し、里山林のもつ自然環境保全機能や景観保全機能、自然とのふれあい機能等の回復と保全を図りました。
- 佐野市環境ネットワーク会議を支援し、当会議との協働により、講演会、イベント等の環境保全活動を実施しました。
- ●環境学習の内容を見直し、学習メニューを充実しました。
- ●自然保護活動ボランティアを募り、参加者の増加に努めました。

# 現状と課題

- ▶大気、水、土壌の汚染状況を監視するとともに、県との連携による特定事業所\*1等への立入調 査等を強化することが必要です。
- ●里山林の保全、整備、再生に取り組み、地球温暖化の防止と生物多様性<sup>※2</sup>の保全を図ることが 必要です。
- ●環境学習の内容を充実させるとともに、実施回数を増やし、参加者の増加を図ることが必要です。
- ●田中正造記念賞の授与等により、自然保護活動の活性化を図ることが必要です。
- \* 1 特定事業所
- 水質汚濁防止法等の公害関係法令における特定施設の設置された、又は設置されていた工場及び事業場
- \*2 生物多様性

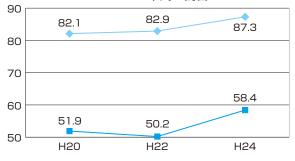
様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること

#### 生活環境(河川、大気、騒音、振動、臭気等) に対する満足度



◆ 生活環境(河川、大気、騒音、振動、臭気等)に対する 満足度(%)

#### 環境に配慮した生活、環境保全活動を している市民の割合



- 環境に配慮した生活をしている市民の割合(%) - 地域で環境保全活動をしている市民の割合(%)



# 施策の体系基本事業良好な生活環境と豊かな自然環境の保全②自然環境の保全と再生の保全③自然保護活動の充実と環境学習の推進

# 施策の基本方針

#### ①良好な生活環境の保全

- ·水、大気、土壌の環境基準適合性や自動車騒音、工場等における振動、悪臭等を定期的に観測し、 汚染や公害の防止に努めます。
- ・事業所等への立入検査や公害パトロールによる監視、指導を県と連携して実施します。
- ·犬や猫などの不適切な飼育、近隣公害(野焼き、空き地の不適正管理等)について指導等を行い、 良好な生活環境を維持します。
- ・原子力発電所の事故による放射性物質の状況を監視します。

#### ②自然環境の保全と再生

・里山林の保全、整備、再生に取り組むことにより、生物多様性を保全し、地球環境の保護、地球 温暖化の防止に努めます。

#### ③自然保護活動の充実と環境学習の推進

- ・市のホームページや広報さので自然環境保護に関する情報を提供し、自然環境を大切にする心を 育てます。
- ・自然保護活動団体を支援し、団体の活動の充実を図ります。
- ・自然保護活動団体等と連携して環境学習を拡充し、参加者の増加を図るとともに、市民環境リポーターの育成を行います。
- ・田中正造記念賞の授与等により、自然保護活動に取り組む団体等の活動の活発化を図ります。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
河川、地下水の環境基準達成率	98.2%	100%
環境に配慮した生活をしている市民の割合	34.2%	38.0%
生活環境(河川、側溝、空気、騒音、振動、臭気) が良いと感じている市民の割合	79.7%	83.0%

# 役割分担



- ●環境に配慮した生活をします。
- ●環境美化活動や環境保全活動を行います。
- ●身近な自然の保護活動、ふれあい活動、環境学習に参加します。



- 公害関係法令を遵守し、環境に負荷を与えないように事業活動を行います。
- ●環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に取り組みます。
- 森林を適正に管理します。
- ●間伐材等を活用した商品の開発と普及に努めます。



- ●環境保全、地球温暖化防止に関する啓発を行います。
- 大気、水、土壌の汚染状況を監視します。
- 特定事業所への立入検査や指導を実施します。
- 里山林整備の支援を行います。
- 自然保護活動の支援と環境学習を推進します。

# 関連する個別計画

- 佐野市環境基本計画
- 佐野市農村環境計画
- ●山村振興計画



唐沢山むかで退治



森林観察会



# (3) 再生可能エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進

# 施策の目的

市民、事業者が、再生可能エネルギーを積極的に導入するとともに、省エネルギー対策を行います。

# これまでの主な取組

- 住宅用太陽光発電システム設置補助を行いました。
- ■駅前交流プラザ、城北小学校、北中学校、あづま保育園、田沼庁舎新館に太陽光発電システムを 設置しました。
- ●太陽光発電システムの設置のため、民間事業者に対して7つの小中学校の屋根を貸し出しました。
- ●地球環境の保全、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から節電や自動車のアイドリング・ストップなどの啓発、省エネルギー機器導入を支援しました。
- ●省エネルギーの推進のため、電気自動車の購入補助を開始しました。

- ■再生可能エネルギーの普及に向けて、市民の太陽光発電システム設置を支援することが必要です。
- 太陽光発電システムの市有施設への設置を促進することが必要です。
- ●市民出資による太陽光発電について、事業化の検討が必要です。
- ●市民、事業所の節電を推進するとともに、市有施設等における節電と省エネルギー機器導入を推進することが必要です。
- ■再生可能エネルギーの有効利用等を図った、環境に優しいまち(スマートシティ)への転換を図ることが必要です。
- 省エネルギー商品に対する新たな補助制度の検討が必要です。



# 施策の体系

施策

基本事業

再生可能エネルギーの普及と省エ ネルギー対策の推進 ①再生可能エネルギーの普及促進

②省エネルギー対策の推進

# 施策の基本方針

# ①再生可能エネルギーの普及促進

- ・太陽光発電システム導入に対する補助を実施し、導入を促進します。
- 市有施設への太陽光発電システムの設置を促進します。
- ・市民出資による太陽光発電を事業化し、地域資源を活用した地域力の向上を図ります。
- ・小水力やバイオマスによる発電の可能性を調査します。

#### ②省エネルギー対策の推進

- ・節電、省エネルギーについて、市のホームページや広報さの等により、意識の高揚を図ります。
- ・市役所において省エネルギー対策を推進し、その状況を公表し、事業所の省エネルギーの取組を 先導します。
- ・電気自動車の購入補助のほか、省エネルギー商品に対する新たな補助制度を検討し、省エネルギー対策を推進します。
- ・再生可能エネルギーの有効利用等を図った環境に優しいまち(スマートシティ)への転換を推進 します。





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
市の太陽光発電システム機器導入補助金の交付 世帯の割合	2.5%	7.5%
節電やアイドリングストップなど省エネルギーを 実践している市民の割合	36.4%	46.0%

# 役割分担



- 太陽光発電システムの設置に努めます。
- グリーン電力の購入に努めます。



- 市民出資による太陽光発電事業に協力します。
- ●節電、省エネルギー製品の導入等、省エネルギーに努めます。



- ●太陽光発電システムの設置と省エネルギー製品の導入を支援します。
- ●市有施設への太陽光発電システムの設置と市有施設での節電を行います。
- ●市民出資による発電事業を創設します。

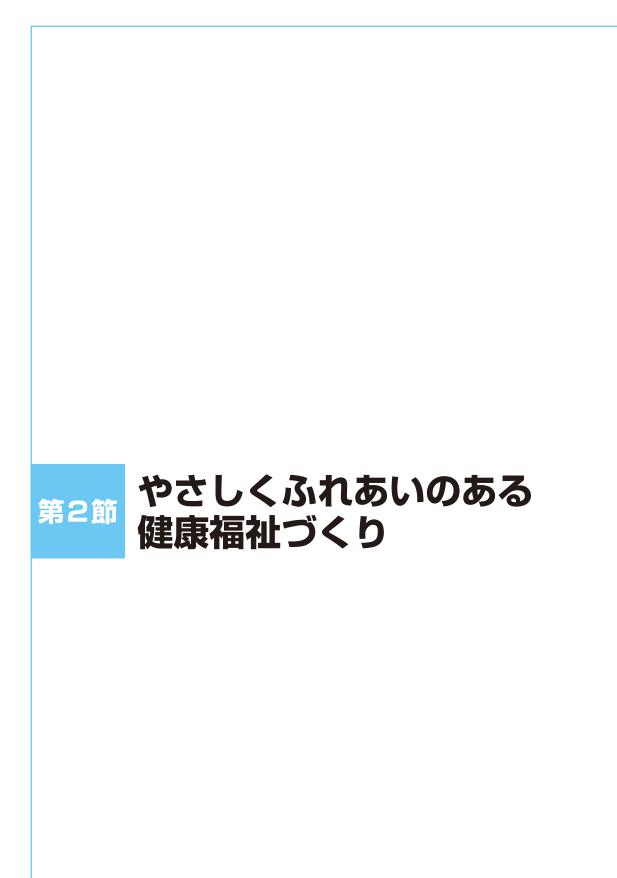
# 関連する個別計画

• 佐野市環境基本計画



屋根貸出事業(田沼東中)





# 健康で安心して暮らせるまちづくり

# (1) 心と体の健康づくりの推進

# 施策の目的

心身ともに健康でいきいきと生活できるようにします。

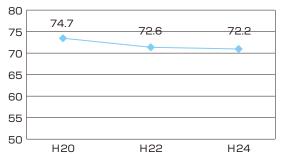
# これまでの主な取組

- 「自分の健康は自分で守る」という意識の普及啓発のため、健康大学等を開催し、健康づくりに 関する情報提供を行いました。
- ●各種がん検診や特定健康診査の受診の周知や啓発、集団検診(健診)や土曜・日曜日健診の回数の増加に努めました。
- 予防接種法に基づく定期予防接種に加え、任意接種となっていた小児用肺炎球菌、ヒブワクチン、 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種を行いました。
- ●市内の各地域において、健康づくり、仲間づくりを目的とした料理教室、運動教室を開催し、食生活の改善や運動習慣の啓発を図りました。
- ●自殺対策ネットワーク会議を設置し、関係機関との連携を図るとともに、ゲートキーパー\*1 養成講習会の開催による人材育成、精神科医等による相談を行いました。
- \* 1 ゲートキーパー 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人

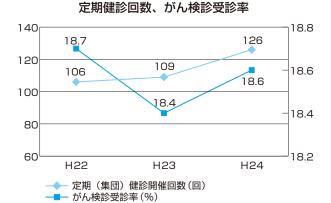
- 健康寿命の延伸を目指し、市民の健康づくりを推進することが必要です。
- ●特定健康診査、各種がん検診の受診を促進し、各種疾病の早期発見、早期治療により、健康づくりに結び付けることが必要です。
- ●生活習慣病の発症と重症化を予防するため、食生活、喫煙、飲酒、歯の健康など、生活習慣の改善を推進することが必要です。
- ●食において、子どもの頃からの食習慣が大きく影響することから、食育講演会等を開催し、啓発に取り組むことが必要です。
- ●うつ病や自殺の要因となる悩みなどの対応のため、心の健康に関する相談体制を充実することが 必要です。
- ●佐野市健康づくり推進協議会や健康サポートさの等と連携し、市民の健康づくりの推進に取り組むことが必要です。
- 新型インフルエンザ等に対応する体制を整備し、まん延防止や物品等の備蓄に取り組むことが必要です。



#### 健康づくりに取り組んでいる市民の割合



→ 健康づくりに取り組んでいる市民の割合(%)



施策の体系	
施 策	基本事業
	①健康づくりの推進
心と体の健康づくりの推進	②検診(健診)の受診率向上

# 施策の基本方針

# ①健康づくりの推進

- ・健康教室や健康相談を開催し、疾病予防、食生活、運動等の健康に関する情報を提供して、健康 づくりの啓発に努めます。
- ・健康づくり団体の活動を支援し、健康づくり運動の普及に努めます。
- ・ストレスへの対応や心の健康のための相談体制を充実し、自殺予防対策を推進します。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、体制の整備と啓発を図ります。

# ②検診(健診)の受診率向上

- ・医師会と連携し、特定健康診査や各種がん検診(健診)の受診を促進します。
- ・未受診者に対して、啓発や受診勧奨を行います。





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
3 大疾病(がん、脳血管疾患、心疾患)による 死亡率(実績は前年度)	656.3 人 (10 万人あたり)	600 人 (10 万人あたり)
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	72.2%	78.0%

# 役割分担



- 自ら健康づくりに努めます。
- ●生活習慣を改善し、生活習慣病を予防します。
- 定期検診(健診)を受診します。



- 健康診査の実施や、メンタルヘルス対策に取り組みます。
- ●職場環境の改善に努めます。



- 健康づくりの情報と場を提供します。
- 健康相談を行います。
- 生活習慣病の予防対策を推進します。
- ●検診(健診)の必要性を啓発し、受診率向上を図ります。
- ●新型インフルエンザ等の対策を推進します。

# 関連する個別計画

- ●さの健康 21 プラン
- 佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 佐野市食育推進計画
- ●(仮称) 佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画



佐野市保健センター



# (2) 地域医療体制の充実

# 施策の目的

必要なときに、安心して医療を受けることができるようにします。

# これまでの主な取組

- 救急医療や周産期医療などの不採算部門の機能を維持するため、公的病院の運営を支援しました。
- 休日と夜間における医療体制を確保するため、休日・夜間緊急診療所及び休日歯科診療所の運営を支援しました。
- へき地医療を維持するため、国民健康保険診療所に県派遣医師等を確保して、診療所の運営を行いました。
- ●地域医療連携システムを導入し、市民病院と診療所や他の病院との連携を図りました。
- ●市民病院の医療機器や施設の整備を行い、医療サービスの向上を図りました。
- ●老朽化した市民病院の旧棟部分(B・C棟)について、対応を検討しました。

# 現状と課題

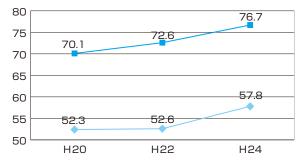
- ●市民病院や公的病院の二次救急医療<sup>※1</sup>体制を支援することにより、救急医療体制を確保することが必要です。
- ●休日と夜間における医療体制を確保するため、休日・夜間緊急診療所、休日歯科診療所の運営を 継続して支援することが必要です。
- ●地域医療体制を維持するため、医療連携体制の推進や、市民病院の指定管理者<sup>※2</sup>と連携し、経営の安定を図ることが必要です。
- 市民病院の旧棟部分の建替えに向けた取組を進めることが必要です。
- \* 1 二次救急医療

入院を要する救急医療を担う医療

\* 2 指定管理者

地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体

# 地域医療体制について



ー 市内の医療体制に満足している市民の割合(%) ■ かかりつけの医者を持っている市民の割合(%)



# 施策の体系基本事業也域医療体制の充実②救急・高度医療体制の充実

# 施策の基本方針

# ①医療機会の充実

- ・日頃から診てもらい、健康相談のできる「かかりつけ医」をもつよう普及啓発を行います。
- ・病院、診療所等の医療機関の機能分担や連携を推進します。
- ・市民病院の経営を支援し、旧棟部分の建替えに向けた取組を推進します。

#### ②救急・高度医療体制の充実

- ・休日・夜間緊急診療所の運営を支援します。
- ・救急医療体制を確保するため、救急医療機関の運営を支援します。
- ・市民病院の二次救急医療病院群輪番制の復帰に向け、指定管理者と連携した取組を進めます。



市民病院



新合診療所



高規格救急車



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
かかりつけの医者をもっている市民の割合	76.7%	82.0%
市内の医療体制に満足している市民の割合	57.8%	63.0%

# 役割分担



- かかりつけ医をもち、病気の早期発見、早期治療に努めます。
- ●症状に応じて医療機関を利用します。



- 安全で質の高い医療を提供します。
- ●医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。



- ●かかりつけ医をもつよう、啓発に努めます。
- ●国民健康保険診療所の運営により、医療サービスの地域格差を解消します。
- ●市民病院の経営の改善に、指定管理者と協力して取り組みます。
- ●医師会、歯科医師会、医療機関等との連携を図り、医療体制を整備します。





# 安心して子育てのできるまちづくり

# (1) こどもの健やかな成長と子育て支援

# 施策の目的

- 子どもが心身ともに健やかに成長できるようにします。
- 安心して、出産と子育てをすることができるようにします。

# これまでの主な取組

- 乳幼児健診、乳児全戸訪問を行い、養育上の指導等を必要とする子どもや家庭、また、幼児の発 達障がい等の発見に努め、家庭相談員や保健師等による相談や支援を行いました。
- 育児相談を行い、他の親子と交流する場の提供や、子育での不安やストレスの解消に向けた取組 を行いました。
- ●不妊治療費の助成を行い、不育症治療費の助成制度を整備しました。
- 児童虐待防止について啓発を行い、相談しやすい体制づくりに努めました。
- ●児童虐待の通告を受けたすべての事案に対して、安全確認を行い、関係機関と連携して支援を行 いました。
- ひとり親家庭等の自立を支援するための情報を提供し、母子自立支援員による相談や支援を行い ました。
- こども医療費助成制度を見直し、対象者を中学3年生までに拡大し、3歳以上の子どもも市内の 医療機関に限り償還払方式\*1から現物給付方式\*2としました。
- ●子育て家庭の外出の支援、子育ての精神的負担軽減のため、ファミリー・サポート・センター\* <sup>3</sup>の利用、赤ちゃんの駅の設置を図りました。
- ●こどもの国、児童館、子育て支援まちなかプラザにおいて、講座やイベントを行い、子どもの居 場所づくりに努めました。
- 受給者が医療機関の窓口で一時的に自己負担を行い、後日、市へ申請すれば、その自己負担を市が本人へ支払う方式
- \*2 現物給付方式

「健康保険証」と「こども医療受給資格者証」を医療機関等に提示し、本来負担すべき一部負担金を支払うことなく、医療等のサービスを現物で受ける方式

: 3 ファミリー・サポート・センター 育児に関して、援助を行いたい人と受けたい人が会員になって相互に支え合う制度

- 乳幼児健診や乳児全戸訪問を行い、養育上の指導等を必要とする家庭、幼児の発達障がい等の早 期発見に努め、関係機関と連携して支援を行うことが必要です。
- 児童虐待は、早期発見、早期対応が重要であるため、通告を受けた場合は、迅速に対応すること が必要です。
- 子どもを望む家庭に対し、不妊や不育症に対する支援を行うことが必要です。
- 子育ての経済的負担軽減のため、各種助成事業を引き続き行うことが必要です。
- 子育ての精神的負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターでの事業や、各種相談事業の 充実に努めることが必要です。
- 増加傾向にあるひとり親家庭の自立を支援するため、就労支援等を行うことが必要です。
- 子育で環境の整備を図ることが必要です。



施策の体系	
施策	甚本事業
110 XX	①母子保健医療対策の推進
こどもの健やかな成長と子育て 支援	②援護を必要とする子育で家庭への支援
	③子育ての負担感の軽減
	④こどもの居場所づくりの推進

#### ①母子保健医療対策の推進

- ・乳幼児健康診査等の受診を促進し、疾病や障がいの早期発見、早期対応、育児支援を行います。
- ・妊娠や育児における不安や悩みなどの相談体制を充実します。
- ・不妊や不育症に対する支援を行います。

#### ②援護を必要とする子育て家庭への支援

- ・児童虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応を図ります。
- ・ひとり親家庭の自立を支援するため、就労に関する情報提供、相談や支援を行います。

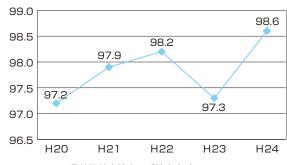
#### ③子育ての負担感の軽減

- ・児童手当などの各種手当の支給、こども・妊産婦医療費等の助成により、保護者の経済的な負担 感の軽減を図ります。
- ・ファミリー・サポート・センターの利用を促進し、子育で世帯に対する精神的な負担感の軽減を 図ります。

#### ④こどもの居場所づくりの推進

- · 子育で支援まちなかプラザで各種講座や相談等を行い、気軽に利用し、交流のできる場の提供に 努めます。
- ・こどもの国や児童館でイベントや各種教室を行い、親しみやすい施設づくりに取り組みます。
- ・地域のニーズを反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に努めます。

#### 乳幼児健康診査の受診率



── 乳幼児健康診査の受診率(%)



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
子育てを楽しいと感じることの方が多い保護者の 割合	94.6%	95.1%
子育てに負担や不安を感じている保護者の割合	73.9%	72.5%

# 役割分担



- ●乳幼児健診や相談等を利用し、子育ての不安や悩みを抱え込まないようにします。
- 子どもを健やかに育てます。
- ひとり親家庭等は、自立に努めます。
- 児童虐待に気付いたときは、市や児童相談所に通告します。



● 子どもの事故防止、防犯等に協力します。



- ●母子保健医療体制を充実します。
- ●子育ての負担感の軽減を図り、子育てしやすい環境を整えます。
- ●児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 子どもが安心して遊べる場を提供します。

# 関連する個別計画

- 佐野市次世代育成支援行動計画
- ●佐野市ひとり親家庭等自立促進計画
- 佐野市子ども・子育て支援事業計画



子育て支援応援広場



田沼児童館(節分)



# (2) 子育てと仕事の両立支援

# 施策の目的

安心して子育てと仕事を両立できるようにします。

# これまでの主な取組

- 仕事をしながら子育てをしている保護者の負担感や不安感の軽減に努めました。
- 老朽化した保育施設の解消と多様化する保育ニーズに対応するため、あづま保育園を建設し、米 山保育園の建替えを進めました。
- ●山形こどもクラブと、常盤こどもクラブを開設し、こどもクラブ未設置校区の解消に努めました。
- 第2界こどもクラブを開設し、大規模こどもクラブの解消に努めました。
- ●民間事業者を対象に、こどもクラブについての説明会を開催し、民間事業者の事業参入に努めました。
- 私立幼稚園に対して、施設整備費や就園奨励費補助などの支援を行いました。

# 現状と課題

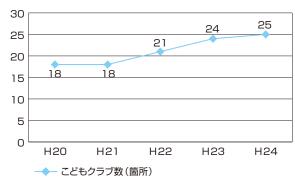
- ●仕事をしながら子育てをする保護者を支援するため、障がい児や病児・病後児保育\*1など多様な保育ニーズに対応することが必要です。
- ●保育需要の高い低年齢児の受入の拡大を図り、待機児童や保留児童<sup>※2</sup>の解消に努めることが必要です。
- 「子ども・子育て支援事業計画」の策定において、こどもクラブの 6 年生までの児童受入体制 を検討することが必要です。
- 私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減を図り、幼児教育を支援することが必要です。
- \* 1 病後児保育
- 病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の児童への保育
- \* 2 待機児童·保留児童

保育に欠ける(保護者が仕事、病気、介護などにより子どもを見ることが出来ない状態)児童の保育所(認可保育所)入所申請をしているにもかかわらず、希望する 保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童をいう。

#### 保育園待機児童数



#### こどもクラブ数





施策の体系	
施策	基本事業
	①多様で弾力的な保育サービスの充実
フタスト仕市の正立士塔	②保育施設の整備
子育てと仕事の両立支援	③放課後児童対策の充実
	④就学前教育に対する支援
	<b>学が子田教育に対する文章</b>

# ①多様で弾力的な保育サービスの充実

・仕事をしながら子育でをする保護者を支援するため、乳児保育、障がい児保育、病児・病後児保育等の保育サービスの拡充を図ります。

# ②保育施設の整備

- ・佐野市保育所整備運営計画に基づき、保育所の整備を推進します。
- ・民間保育所(認定こども園)の開設を支援します。

#### ③放課後児童対策の充実

・「子ども・子育で支援事業計画」を策定し、こどもクラブの 6 年生までの児童受入体制の整備を計画的に進めます。

# ④就学前教育に対する支援

・私立幼稚園の運営を支援するとともに、私立幼稚園に通う子どもの保護者の負担感の軽減を図ります。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
子育てと仕事を両立できている保護者の割合 (就学前)	67.7%	76.0%
子育てと仕事を両立できている保護者の割合 (小学生)	80.3%	86.0%

# 役割分担



・仕事と子育てを両立することに努めます。



- · 育児休業を取得しやすい環境をつくります。
- ・出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。



- ・保育所やこどもクラブ等の整備に努めます。
- ・保育サービスを始めとする子育て支援サービスの拡充を図ります。

# 関連する個別計画

- 佐野市次世代育成支援行動計画
- 佐野市保育所整備運営計画
- 佐野市子ども・子育て支援事業計画



あづま保育園



3

# 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

# (1) 豊かで健やかな長寿社会の実現

# 施策の目的

- 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもち、健やかに暮らし続けることができるようにします。
- 地域で高齢者を支える人が増え、見守りなどの高齢者を支援する活動を推進します。

# これまでの主な取組

- ふれあいサロン<sup>※1</sup> や老人福祉センターの運営により、高齢者の生きがいづくりや社会参加を図る とともに、シルバー人材センターを支援し、就労機会の確保に努めました。
- ●配食サービスや緊急通報装置等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者の自立を支援しました。
- ●介護保険事業計画に基づき、保険給付や民間活力を利用した介護施設の整備を行うとともに、地域支援事業として、各種介護予防教室や地域包括支援センターを中心とした相談事業等を実施しました。
- ●後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の収納の促進に努めるとともに、疾病予防と医療費抑制のため、人間ドックや健康診査事業を行いました。
- ●地域福祉活動を行う地区社会福祉協議会や高齢者相互支援活動を行う老人クラブを支援し、地域で高齢者を支えるネットワークづくりに取り組みました。
- \*1 ふれあいサロン
- 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、町会の公民館などを利用し、だれもが気軽に立ち寄れる場を設けて、社会的孤立感や不安感の解消を図ることを目的として開設した場所

- ■高齢者の生きがいづくりや活動の場を提供し、閉じこもりを防止するとともに、一層の社会参加を促進することが必要です。
- 高齢者施策の事業費増加に対応するため、各種事業を効果的に推進していくことが必要です。
- 介護が必要な高齢者が増加しているため、介護予防を中心とした地域支援事業を推進することが必要です。
- 入所待機者の解消に向けて計画的に施設を整備することが必要です。
- 高齢者の相談業務の増加に対応するため、地域包括支援センターの相談体制を整備することが必要です。
- 健康寿命の延伸のため、高齢者の疾病予防、健康診査の受診を促進することが必要です。



施策の体系	
施策	基本事業
	①生きがいづくりと社会参加の促進
	②自立支援サービスの推進
	③介護保険サービスの充実と介護予防の推進
	④後期高齢者医療制度の円滑な運営
	⑤地域ネットワークづくりの推進

## ①生きがいづくりと社会参加の促進

・生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション、ふれあい交流など、多様な活動の機会や場を提供 するとともに、就労支援を図り、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

# ②自立支援サービスの推進

・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、在宅福祉サービスを提供し、自立した在宅生活 が送れるよう支援します。

#### ③介護保険サービスの充実と介護予防の推進

- ·介護保険事業計画に基づき、介護サービスを提供するとともに、民間が行う施設整備を支援します。
- ・要介護状態等になるのを防ぐため、介護予防事業を始めとする地域支援事業を推進します。

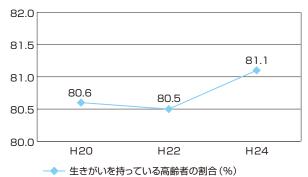
#### ④後期高齢者医療制度の円滑な運営

- ・後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。
- ・高齢者の健康づくりと疾病予防のため、健康診査の受診を促進します。

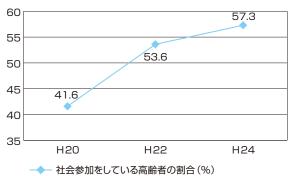
#### ⑤地域ネットワークづくりの推進

・高齢者を支える活動を行う団体を支援し、地域で高齢者を支えるネットワークづくりを推進します。

# 生きがいを持っている高齢者の割合



# 社会参加をしている高齢者の割合





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
生きがいをもって生活している高齢者の割合	81.1%	84.5%
社会参加をしている高齢者の割合	57.3%	59.5%
一人暮らし高齢者等に定期的な訪問活動を行って いるシルバー奉仕員数	113人	132人

# 役割分担



- ●「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康・生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防に積極的に取り組みます。



- ●高齢者の社会参加(地域活動)を支援します。
- ●地域福祉の担い手として活動します。
- ●地域との連携、行政との協働により、高齢者の見守り活動を支援します。



- ●高齢者の社会参加を支援します。
- ●高齢者の生きがい活動を支援します。
- 介護保険事業計画に基づき、介護サービスを提供します。
- 介護予防事業を始めとする地域支援事業の拡充に努めます。
- ●後期高齢者医療制度を適切に運営します。

# 関連する個別計画

●佐野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



ふれあいフェスティバル



# (2) 障がい者の社会参加と自立の推進

# 施策の目的

- 障がい者が、地域社会の一員として自立した生活ができるようにします。
- ●市民が障がい者の特性を理解し、共に暮らすことができるようにします。

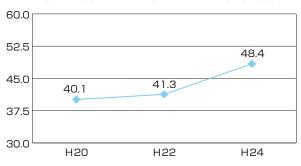
# これまでの主な取組

- ●障がい者の社会参加と自立支援のための必要なサービスを計画的に提供できるよう、第Ⅲ期佐野市障がい者福祉計画を策定しました。
- ■障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、介護給付、訓練等給付、その他の支援を行いました。
- ■障がい者の就労支援のため、障がい者の雇用に関心のある企業に対して、啓発を行いました。
- 障がい者の相談支援体制を強化するため、病院関係者、事業所、当事者(ピアサポート\*1)、不動産業者等を交えたネットワークを構築しました。
- ●障がい者虐待の相談窓口を設置し、関係機関との連携による支援体制を整備しました。
- \* 1 ピアサポート 同じような立場の人によるサポート

# 現状と課題

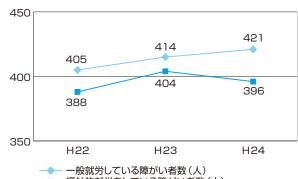
- ノーマライゼーション<sup>※2</sup> の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員 として自立した生活ができるよう、環境を整備することが必要です。
- 障がい者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、相談体制を拡充することが必要です。
- 障がい者の福祉サービスの利用には、サービス利用計画書の作成が義務化されたことから、サービス利用計画書の作成と見直しができる体制を整備することが必要です。
- 障がい者の就労の定着を支援するため、就職や就職後の支援体制を整えることが必要です。
- \*2 ノーマライゼーション だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそが正常であるという考え方

#### 障がい者とふれあう機会があった市民の割合



→ 障がい者とふれあう機会があった市民の割合(%)

#### 就労している障がい者数



■ 福祉的就労をしている障がい者数(人)



施策の体系	
施策	基本事業
障がい者の社会参加と自立の推進	①相談体制の充実
	②日常生活支援の充実
	③社会参加支援の充実

#### ①相談体制の充実

- ・相談支援事業所と連携し、相談支援体制の拡充を図ります。
- ・サービス利用計画作成事業所(指定特定相談支援事業所)と連携を図り、サービス利用計画書作成のための体制を整備します。
- ・障がい者虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応を図ります。

# ②日常生活支援の充実

・必要とされる障がい福祉サービスを提供し、自立した生活ができるよう支援します。

# ③社会参加支援の充実

- ・外出支援サービス等の提供により、余暇活動等の社会参加を支援します。
- ・特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労やその定着のための支援体制を整備します。
- ・各種広報活動や研修会等を通じて、障がい者に対する理解啓発を推進します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
就労している障がい者数(福祉的就労を含む)	817人	826人
障がい者とふれあう機会があった市民の割合	48.4%	55.0%

# 役割分担



- ●障がい者及びその家族は、積極的に社会参加を行います。
- ●障がい者を理解、尊重し、社会参加を支援します。



- 障がい者が参加できる地域活動の機会をつくります。
- ●障がい者の雇用を拡大し、働きやすい環境をつくります。



- 佐野市障がい者福祉計画に基づき、障がい者福祉施策を推進します。
- ●障がい者が安心して自立した生活が送れるよう、各種サービスを提供します。
- 障がいの有無にかかわらず、共に暮らすことができる地域社会実現のための啓発 を推進します。

# 関連する個別計画

●佐野市障がい者福祉計画



障害者スポーツ



# (3) 地域福祉の推進と生活保障の充実

# 施策の目的

- 誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようにします。
- ●必要な医療が受けられ、健康な生活を送れるようにします。
- 自立した生活を送れるようにします。
- 最低限度の生活を保障できるようにします。

# これまでの主な取組

- ●地域福祉を推進するために民生委員・児童委員、地区民生委員児童委員協議会の活動を支援しました。
- 福祉ボランティアの育成や地域福祉活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、 地区社会福祉協議会の全地区組織化を支援しました。
- ○高齢者や障がい者などを災害から保護するため、要援護者の調査・把握、福祉避難所の候補地選定及び必要な備品などの検討を行いました。
- ■国民健康保険税現年度課税分の電話催告、臨戸訪問、滞納処分などを実施し、国民健康保険税の 収納対策を推進するとともに、インターネット公売などを活用し、滞納繰越額の縮減を図りました。
- ■国民健康保険制度の健全な運営を図るため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進などによる保険給付費の抑制、多受診などに対する訪問指導による保険適用の適正化、人間ドックや健康づくり教室などの開催による国民健康保険被保険者の健康づくりに努めました。
- ●生活保護世帯の自立を支援するため、ハローワークと連携した就労の支援を行うとともに、専門 の相談員の配置による就労の支援や他法他施策の活用を図りました。
- ●生活保護費の約50%を占める医療扶助費の削減に向けて、後発医薬品(ジェネリック医薬品) の普及、啓発に努めました。
- ●日本年金機構と連携し、市のホームページや広報さのへの掲載、リーフレットの配布などにより、 国民年金制度の周知、啓発を図りました。

- 高齢者や障がい者等の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、第2期 佐野市地域福祉計画及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の推進を図ることが 必要です。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動の支援、福祉ボランティア育成支援、地域福祉の担い手を育成することが必要です。
- 低所得者、生活困窮者の増加が予想されるため、国民健康保険制度、生活保護制度の適正な運営、 国民年金制度の啓発を行うことが必要です。
- ●生活困窮者などの就労による経済的自立を支援するため、関係機関や民生委員・児童委員などと 連携し、相談体制と就労支援を拡充することが必要です。



施策の体系	
施策	基本事業
地域福祉の推進と生活保障の充実	①地域福祉活動の推進
	②国民健康保険制度の適正運営の推進
	③就労支援の強化と生活保護の適正運営
	④国民年金制度の周知・啓発

## ①地域福祉活動の推進

- ・福祉ボランティアの育成と支援に努めます。
- ・民生委員・児童委員の活動を支援し、地域福祉活動を推進します。
- ・社会福祉大会を開催し、地域福祉への理解を図ります。
- ・地域福祉計画及び避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づく事業の推進を図ります。

# ②国民健康保険制度の適正運営の推進

- ・国民健康保険税の収納の促進に努めます。
- ・人間ドックの助成や後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進などによる保険給付費の抑制、 多受診に対する指導や資格重複該当者の実態把握などによる保険適用の適正化に取り組み、国民 健康保険制度の健全運営を図ります。

# ③就労支援の強化と生活保護の適正運営

- ・関係機関との連携を図り、多岐にわたる相談に対応するとともに、就労支援を推進します。
- ・生活保護制度の適正な運営のため、相談、訪問指導、調査の実施を推進します。

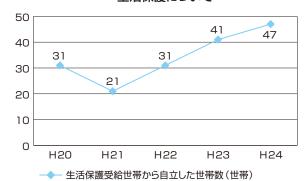
#### 4 国民年金制度の周知・啓発

・国民年金保険料の免除や学生納付特例制度等の周知により、保険料未納者の減少に努め、年金受 給権の確保を図ります。





#### 生活保護について





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
地域で福祉活動をしている人の割合	15.8%	18.0%
国民健康保険事業に満足している被保険者の割合	56.4%	58.5%
生活保護受給世帯から自立した世帯数	47 世帯	43 世帯

# 役割分担



- 福祉ボランティア活動、地域行事などに参加します。
- ●国民健康保険税、国民年金保険料の納付義務を果たします。
- 多受診を控えます。
- 勤労意欲をもち、健康増進と病気の予防に努めます。



- ●地域で高齢者や障がい者、生活困窮者等に対する支援や相談活動を行います。
- ●地域福祉活動計画に基づき、地域福祉(共助)を推進します。
- 地域で活動する福祉ボランティアの育成、支援を行います。
- ●生活困窮者に対し、一時的な小口資金や生活福祉資金の貸付を行います。



- ●地域福祉計画に基づき、地域福祉(公助)を推進します。
- ●地域福祉に関する啓発や教育を推進します。
- 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員や福祉ボランティアの活動を支援します。
- 避難行動要支援者に対する支援体制の整備に努めます。
- 国民健康保険税の収納の促進に努めます。
- 保険者として国民健康保険制度を適正に運営します。
- ●生活保護制度の適正な運営を図り、最低限度の生活水準を保障し、早期の自立を 支援します。
- ●国民年金制度の周知、啓発を図ります。

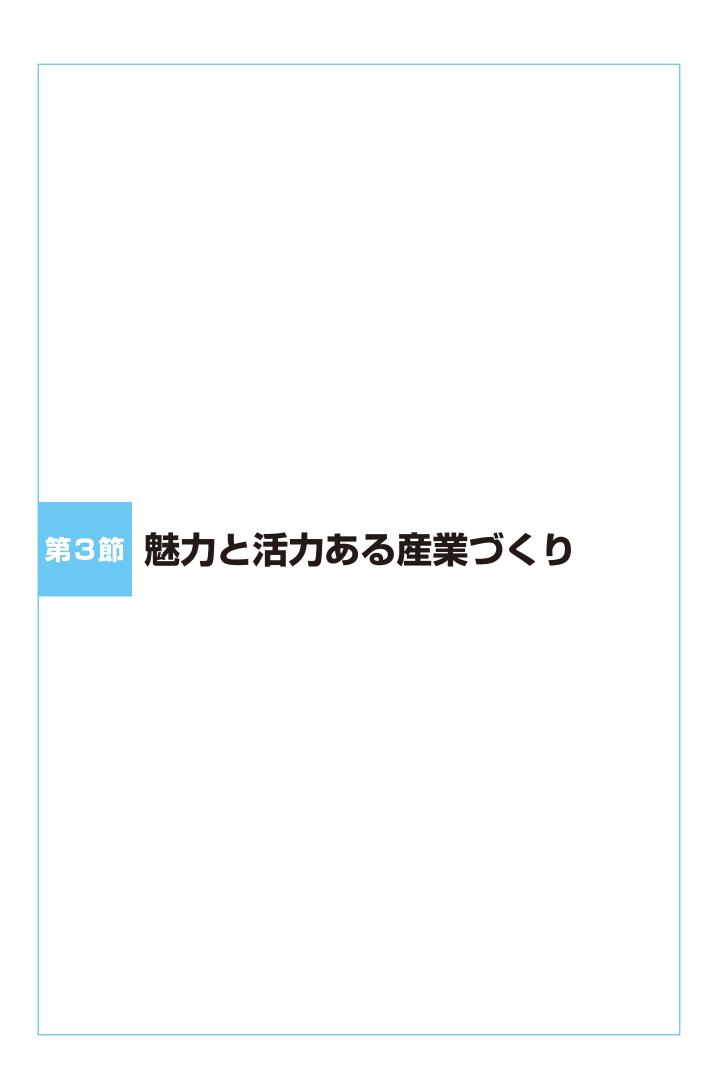
# 関連する個別計画

● 佐野市地域福祉計画



福祉ボランティア





# 産業振興で活力のあるまちづくり

# (1)都市型農業の推進と中山間地域の活性化

# 施策の目的

- ●施設園芸や果樹栽培を推進します。
- ●担い手農家<sup>※1</sup>へ農地を集積し、土地利用型農業の大規模化を図ります。
- 中山間地域<sup>※2</sup>の振興を図ります。
- ●林業の活性化を図ります。
- \* 1 担い手農家
- 農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法にもとづく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者など。
- \*2 中山間地域
- 主に農業分野で使用される用語、平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域を指す。

#### これまでの主な取組

- ●米麦等の土地利用型農業は、農業公社を通じて農地の貸借を進め、大規模経営化を推進しました。
- 施設園芸の振興を図るための支援を行いました。
- 認定農業者<sup>※3</sup>等の担い手の確保に努めました。
- ●むらづくり協議会、農村レストラン、農産物直売所の活動を支援しました。
- そばまつりや農村レストランスタンプラリーの開催を支援しました。
- 有害鳥獣による被害の防止対策を実施しました。
- ●耕作放棄地を解消するための事業を実施しました。
- 中山間地域の市道を計画的に整備しました。
- 県と連携して「佐野暮らしのすすめ」をPRしました。
- 県と連携して、林道や作業道を計画的に整備しました。
- \* 3 認定農業者

経営改善を図ろうとする農業者が「農業経営改善計画」を市に提出し、認定された農業者をいう。国の支援策は認定農業者に対して重点的に行われる。

- ●施設園芸農家はイチゴ等の生産農家が減少しているため、県が進めるスカイベリーの作付の拡大を図ることが必要です。
- ■果樹栽培の推進のため、直売所への集客力アップのための品ぞろえの拡大や、ジェラート、ジュースなどの6次産業<sup>※4</sup>化を進めることが必要です。
- ●経営規模の拡大を継続して推進し、法人化や「人・農地プラン\*5」の活用により、農地を有効に 利用することが必要です。
- むらづくりの推進等により、地域の特性を活かした中山間地域の活性化策が求められています。
- ●「佐野暮らしのすすめ」をより効果的なものにするため、具体的な取組方法を検討することが必要です。
- 国内産木材の消費低迷が続いているため、公共施設における木材の利用促進や県産材の利用促進など、県と連携して林業の振興を推進することが必要です。
- \*4 6次産業
- 農業などの第一次産業が食品の加工や流通販売にも業務を展開している経営形態
- \*5 「人・農地プラン」(地域農業マスタープラン) 農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するため、基本となる人と農地の問題をそれぞれの集落・地域において、一体的に解決していくため の計画



施策の体系	
施策	基本事業
都市型農業の推進と中山間地域の活性化	①施設園芸・果樹栽培の推進
	②農地の有効利用
	③中山間地域の活性化
	④林業の活性化

#### ①施設園芸・果樹栽培の推進

- ・施設園芸農家や果樹栽培農家の新品種の導入や栽培品目の拡大等に対して、県補助事業を活用した支援を行います。
- ・技術指導や経営指導を行い、経営の安定と生産の振興を促進します。
- ・ 県や農業協同組合等の関係機関と連携し、農産物の6次産業化を推進します。

# ②農地の有効利用

- ・「人・農地プラン」などを通して、担い手農家へ農地の集積を図ります。
- ・農地の有効利用のため、用排水路、農道等の補修・改修を支援します。
- ・耕作放棄地の解消を進めます。

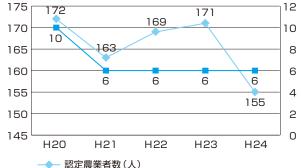
# ③中山間地域の活性化

- ・むらづくり団体、農産物直売所、農村レストランの活動を支援し、中山間地域の活性化を図ります。
- ・鳥獣被害への防止対策を推進し、農産物・林産物の生産の確保を図ります。
- ・「佐野暮らしのすすめ」の実施に向けた制度づくりを行います。

#### ④林業の活性化

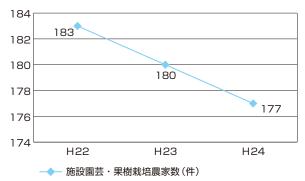
- ・県と連携し、林道等の基盤整備を行います。
- ・間伐の支援を行います。

#### 認定農業者数、営農集団数



一 認定展果有数(人)一 営農集団数(団体)

#### 施設園芸・果樹栽培農家数





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
施設園芸·果樹栽培農家数	177戸	195戸
担い手への農地集積	820 ha	970 ha
中山間地域の施設利用者数	124,999人	132,500人

#### 役割分担



- 施設園芸農家や果樹栽培農家は、新たな品目や新品種を導入し、経営の安定に努めます。
- ○「人・農地プラン」への積極的な参加や法人化を進めます。
- 中山間地域の自然や環境の良さの魅力を伝えます。
- 産物等を活かした地域づくりに取り組みます。



- ●農業の技術指導や経営指導を行います。
- 担い手の育成や新規就農者に対する支援を行います。
- ●農業経営の合理化や規模の拡大を支援します。
- むらづくり推進協議会等の関係団体の活動を支援します。
- 「佐野暮らしのすすめ」を PR し、定住化を促進します。
- 公共施設における木材の利用を促進します。

- 地域農業マスタープラン(人・農地プラン)
- ●農業振興地域整備計画
- 佐野市農村環境計画
- 佐野市鳥獣被害防止計画
- 佐野市森林整備計画
- 佐野市内の公共建築物における木材の利用促進に 関する方針



いちごのハウス栽培



## (2) 活力ある商業・鉱工業の振興

#### 施策の目的

- 商業・鉱工業事業者の経営の安定を図ります。
- ●起業活動を促進します。
- ●就労機会の確保と職場環境の改善を図ります。

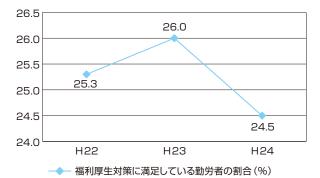
## これまでの主な取組

- 中小企業の経営安定を図るため、融資制度の内容を拡充しました。
- 新設企業及び増改築を行った企業に対して支援を行いました。
- ●プレミアム付商品券の発行を支援し、地元消費の喚起を図り、事業者の育成に努めました。
- 佐野商工会議所と連携し、「創業塾講座」に対する支援を行いました。
- 勤労者福祉制度の充実を図るため、一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会(両毛メート)\*\* 「の 参加企業や会員を増やすための支援を行いました。
- 佐野共同高等産業技術学校の入学者の増加に努めました。
- \* 1 一般財団法人 両毛地区勤労者福祉共済会(両毛メート) 佐野市及び足利市内の中小企業で働く方に対して福利厚生事業を行い、勤労者の福利と雇用の安定、中小企業の振興を図ることを目的とした団体

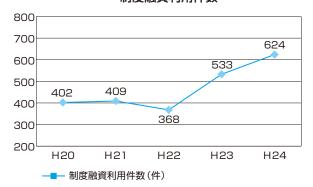
#### 現状と課題

- 融資制度や助成制度の見直しにより、中小企業者の経営の安定を図ることが必要です。
- ●商業者を支援し、商業の振興を図ることが必要です。
- 起業家育成のための支援制度を検討することが必要です。
- ●中小企業の勤労者の福利厚生を推進するため、一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会(両毛メート)への加入を促進することが必要です。
- 佐野共同高等産業技術学校のあり方を検討することが必要です。

#### 福利厚生対策に満足している勤労者の割合



#### 制度融資利用件数





施策の体系	
施策	基本事業
	①事業者に対する助成と支援の充実
活力ある商業・鉱工業の振興	②勤労者福祉制度の充実
	③雇用機会の提供と就労支援

#### ①事業者に対する助成と支援の充実

- ・中小企業の経営安定のため、融資制度や助成制度の見直しを行います。
- ・地元消費の喚起により事業者を育成するため、プレミアム付商品券の発行を支援します。
- ・起業家を支援する方策を検討し、起業活動を促進します。

#### ②勤労者福祉制度の充実

· 勤労者の福利厚生の充実を図るため、一般財団法人両毛地区勤労者福祉共済会(両毛メート)に対する支援を行います。

#### ③雇用機会の提供と就労支援

- ・佐野地区雇用協会等への支援を通じて、雇用情報の提供や就労支援を行います。
- ・佐野共同高等産業技術学校のあり方について、検討を行います。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
起業届出件数	173 件	180 件
福利厚生対策に満足している勤労者の割合	24.5%	30.0%

## 役割分担



- 健全な事業経営を行います。
- 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行います。
- ●職場環境の改善に努めます。
- ●福利厚生制度の充実に努めます。
- ●雇用機会の創出と中高年層や障がい者の積極的な雇用を行います。



- 中小企業の経営の安定のため、経営基盤強化を支援します。
- ●地場産業や伝統工芸品産業の振興を図ります。
- ●商工会議所、商工会と連携し、事業者の経営指導、起業家の育成・支援を行います。
- 企業における福利厚生の充実を図れるよう支援します。
- ●就労機会の拡大を図るための支援を行います。



節句人形



石灰の採掘現場



## (3) 北関東自動車道沿線開発と企業誘致の促進

#### 施策の目的

- 企業の誘致を促進します。
- ●産業団地の造成を推進します。
- ●土地利用調整エリア<sup>※1</sup>を開発可能な区域へ転換を図ります。
- \*1 土地利用調整エリア

佐野市都市計画マスタープランにおいて、周辺環境との調和を図り、また無秩序な市街化を促進しない範囲で、主に産業による地域の振興を図るエリア

#### これまでの主な取組

- 佐野田沼インター産業団地は、土地区画整理事業の認可を受け、用地買収や区画整理事業の手続きをし、整備を進めました。
- ●西浦・黒袴第二工区は、土地区画整理事業の認可を受け整備を進めました。
- 企業立地を促進するため、優遇制度を整備しました。
- 佐野市企業誘致推進連絡会議や企業意向調査により企業の情報を収集し、立地の可能性のある企業に対して誘致活動を行いました。
- ●インランドポート<sup>※2</sup>の実現に向けた研究会を設置して「構想書」をまとめ、事業計画調査検討 委員会において「事業計画等調査報告書」をまとめました。

#### \*2 インランドポート

複数の船社がコンテナの集配・保管等の場所として港湾内にあるデポと同様の指定をして、あたかも港湾が内陸部にあるかのように機能し、共同でコンテナを利用することができる内陸部の物流拠点

#### 現状と課題

- 佐野田沼インター産業団地は、民間の佐野 AWS 産業団地と連携を図り、分譲地の早期完売を推進することが必要です。
- ●西浦・黒袴第二工区は、土地区画整理事業を進め、(仮称)佐野インター産業団地(第二期)の 造成を推進することが必要です。
- 企業立地の優遇制度の見直しを行うことが必要です。
- ■北関東自動車道沿線の開発について、インランドポートを核とした総合物流拠点の整備を検討し、 産業の活性化を図ることが必要です。
- 都市計画マスタープランに位置付けられている土地利用調整エリアについての検討を進めることが必要です。



施策の体系	
施 策	基本事業
	①産業団地造成の推進
北関東自動車道沿線開発と企業誘致の促進	②企業誘致の推進と支援
	③出流原 PA 周辺総合物流開発整備の推進
	④新たな産業拠点整備の推進

#### ①産業団地造成の推進

- ・佐野田沼インター産業団地の造成を推進します。
- ・(仮称) 佐野インター産業団地(第二期) の造成を推進します。

#### ②企業誘致の推進と支援

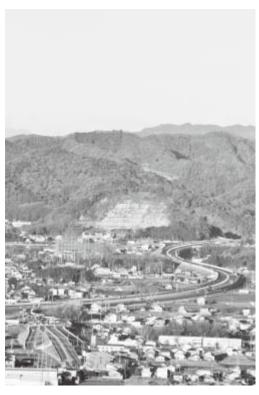
- ・産業の活性化、雇用の創出を図るため、企業の誘致を推進します。
- ・企業立地の優遇制度の見直しを行います。

#### ③出流原 PA 周辺総合物流開発整備の推進

・インランドポートを核とした総合物流拠点開発整備を推進するために、関係機関と調整を行い、 事業計画書を策定し、事業の推進を図ります。

#### ④新たな産業拠点整備の推進

・都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用調整エリアについて、流通・産業を基本とした利用形態での調査研究を行い、開発構想を策定します。



唐沢山からの北関東自動車道

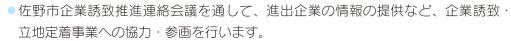


成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
佐野市に進出した企業数(累計)	_	12 社
分譲可能な面積(累計)	_	38.4ha

## 役割分担









●産業団地を造成し、企業を誘致することにより、産業の振興と雇用の拡大を図ります。

- ●佐野市都市計画マスタープラン
- ●国土利用計画佐野市計画
- ・企業誘致の取組方針



田沼インター産業団地(予定地)



# 2

# 観光とコンベンションによる賑わいと活力あるまちづくり

## (1) ひとを集める観光戦略の展開

#### 施策の目的

本市の特性を活かした観光戦略を立て、観光客入込数及び観光客宿泊数の増加を図ります。

## これまでの主な取組

- ●フィルムコミッション<sup>※1</sup>事業を推進する体制を整備し、様々なロケの誘致により、本市の魅力を発信しました。
- ●観光誘客を図るため、近隣市町や県と連携した広域的な観光PRのほか、交通事業者と連携した 観光ルートの設定、イベントの開催、様々な媒体を活用した情報の発信を行いました。
- 体験型宿泊施設でのイベントの開催等により、宿泊者の増加に結び付けました。
- \*1 フィルムコミッション

映画やテレビなど各種映像作品の撮影を誘致し、ロケーション撮影がスムーズに行えるよう、支援を行う非営利の組織及び業務

#### 現状と課題

- ●本市の観光資源を事業者や観光客に総合的に情報を提供する体制を作るため、コンベンション<sup>※2</sup>協会の設立の検討が必要です。
- ●ドラマや映画の□ケの誘致等により、観光誘客を推進することが必要です。
- ●自治体や観光事業者との連携により、首都圏での観光PRや交通網を軸とした広域的な観光PR を実施することが必要です。
- 体験型宿泊施設の体験メニューを拡充し、利用者や宿泊者の増加を図ることが必要です。
- \*2 コンベンション

学会、会議、各種大会、見本市などを誘致、支援することで、本市内への入り込み客数を増やし、地域の活性化を図ること

#### 佐野市の入り込み客数、宿泊客数



→ 佐野市の入り込み客数(千人)

── 宿泊客数(人)



施策の体系	
施策	基本事業
	①総合的な誘客を図る観光戦略の推進
ひとを集める観光戦略の展開	②広域的な観光事業の展開
	③宿泊、体験型観光の推進

#### ①総合的な誘客を図る観光戦略の推進

- ・本市の魅力を効果的・効率的に発信するため、コンベンション協会の設立を推進します。
- ・ドラマや映画等のロケの誘致を図り、本市の魅力を全国に発信します。

#### ②広域的な観光事業の展開

- ・観光キャラバン隊を編成し、首都圏を中心に観光 PR を行い、本市の観光情報を発信します。
- ・県や近隣市町、関係団体と連携し、広域的な観光事業を推進します。

#### ③宿泊、体験型観光の推進

・本市の自然や地域の特色を活かし、体験型宿泊施設の体験メニューを拡充し、観光誘客を図ります。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
市の観光客入込数	8,259千人	10,000千人
市の観光客宿泊数	27,743 人	30,000人

## 役割分担



- 市内の魅力を伝えます。
- ●フィルムコミッション事業にエキストラとして協力します。



●フィルムコミッション事業にロケ地の提供などの協力をします。



- ●市内の観光資源を効果的に結び付け、総合的な観光 PR 活動を展開します。
- ●事業者や関係機関と連携し、観光 PR を行います。

- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市ブランド化推進基本計画



フィルムコミッション



観光キャラバン



## (2) 魅力ある観光資源の開発と整備

#### 施策の目的

- 観光資源を発掘し、観光資源の整備を進めます。
- ●市民のおもてなしの心を醸成し、観光客の受入体制を整備します。

## これまでの主な取組

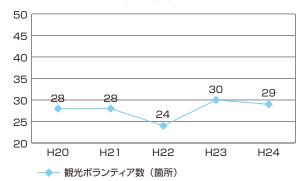
- ●「町会のお宝・自慢調査」などの情報を活用し、観光資源の開発に努めました。
- 観光施設を安全で快適に利用できるように、整備や改修を行いました。
- 観光ボランティアガイドの養成講座、視察研修、実地研修を行い、観光ボランティアガイドの育成に取り組みました。
- まちの駅<sup>※ 1</sup> の募集、研修会の参加や、「まちの駅通信」の発行などを通して、まちの駅の意識を 高め、情報の共有化を図りました。
- \* 1 まちの駅

地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人との出会いと交流を促進する空間施設

#### 現状と課題

- ●新たな観光スポットの開発や観光ルートの設定をし、観光誘客を図ることが必要です。
- 観光施設を適切に維持管理することが必要です。
- 観光ボランティアガイドの増員と、技能の向上を図ることが必要です。
- ●まちの駅の設置を促進し、観光案内所としての機能を高めることが必要です。

#### 観光案内所数





施策の体系	
施策	基本事業
	①新しい観光資源の開発
魅力ある観光資源の開発と整備	②魅力ある観光資源の整備
	③おもてなしの心の醸成

#### ①新しい観光資源の開発

・新しい観光資源の発掘を推進します。

#### ②魅力ある観光資源の整備

- ・観光資源の整備や維持管理を適切に行います。
- ・誘導看板等の設置を進め、国際化に対応した利便性の向上を図ります。

#### ③おもてなしの心の醸成

- ・観光ボランティアガイド協会及びまちの駅の活動を支援し、おもてなしの心の向上を図ります。
- ・市民に対する啓発を行い、おもてなしの心の醸成を図ります。

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
開発・整備した観光スポット数	3 箇所	3 箇所
観光ボランティアガイド協会の登録人数	29人	50人

## 役割分担



- ●おもてなしの心をもって、観光客へ観光情報の提供や観光スポットの案内をします。
- 観光ボランティアとして協力します。



- おもてなしの心で観光客と接し、誘客とリピート率の向上を図ります。
- ●まちの駅に登録します。



- 観光施設の整備に努めます。
- 観光スポットへのアクセス等の利便性の向上に努めます。
- ●観光ルートを設定します。
- ●受入体制の整備を進め、おもてなしの心の普及、啓発をします。
- 観光情報を拡充し、観光客の利便性の向上を図ります。

- 佐野市観光立市推進基本計画
- ●佐野市ブランド化推進基本計画



まちの駅



観光ボランティア



## (3) 都市ブランド戦略の推進

#### 施策の目的

- 佐野市の認知度を向上させ、佐野市に対する誇りや愛着を醸成します。
- 佐野市を住み続けたい、暮らしてみたいまちにします。

## これまでの主な取組

- 佐野市がもつ多様な地域資源を活かしたブランドを確立するため、「佐野市ブランド化推進基本計画」を策定しました。
- 「佐野ブランドネーム」、「佐野ブランドロゴマーク」、「佐野ブランドキャラクター」のデザインと名称を決定しました。
- 「佐野ブランド大使」、「佐野ブランド姫」を任命し、PR体制の強化を図りました。
- ●「佐野ブランド」の認証を行い、イベントなどにおいてPRを行いました。

## 現状と課題

- ●ゆるキャラの人気が全国的に急速に高まるなか、「さのまる」が「ゆるキャラグランプリ2013」で優勝したため、都市ブランド\*1戦略による佐野市の認知度向上を図る絶好の機会になっています。
- ●佐野ブランドを確立するため、佐野市の新たな魅力を発掘して、佐野市内外に発信することにより、都市としてのブランド力を強化することが必要です。
- ●佐野のブランドカの浸透を図るため、市民や事業所等と連携し、佐野市全体で推進する体制を 構築することが必要です。
- \* 1 都市ブランド 他の都市と区別されるその都市固有の良質なイメージ



佐野ブランドネーム・佐野ブランドロゴマーク



ブランドキャラクターさのまる



# 施策の体系 基本事業 ①「さのまる」を活用したシティプロモーションの推進 都市ブランド戦略の推進 ②「佐野ブランド」の確立 ③推進体制の整備

#### 施策の基本方針

#### ①「さのまる」を活用したシティプロモーションの推進

・「ゆるキャラグランプリ2013」において優勝した「さのまる」を活かしたプロモーション活動を行い、佐野市の認知度の向上を図ります。

#### ②「佐野ブランド」の確立

・都市ブランドとしての「佐野ブランド」を確立するため、今ある資源を効果的に活用するととも に、新たな魅力を創出し、佐野市の魅力を高めます。

#### ③推進体制の整備

・佐野市の魅力を市内外に発信するため、「さのまる」を中心として、市民や事業所等が一丸となった「佐野ブランド」の推進体制の整備を進めます。



2013ゆるキャラグランプリ



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
市区町村の全国認知度ランキング順位 (全国 1000 市区町村)	368 位	50 位
市区町村の全国魅力度ランキング順位 (全国 1000 市区町村)	436 位	150 位
佐野市に住み続けたいと思う市民の割合	82.2%	86.0%

#### 役割分担



- 「さのまる」を支援します。
- 魅力の発掘や創出、発信に協力します。



- 個性と魅力にあふれた商品開発・販売により、ブランド化に取り組みます。
- 佐野ブランド推進の原動力になります。



- ●「さのまる」を活用し、プロモーション活動を強化します。
- ●都市ブランドの確立に向けて、魅力の発掘を進めます。
- 都市ブランドの情報発信を強化します。
- 本市全体としての推進体制づくりを進めます。

- 佐野市観光立市推進基本計画
- 佐野市ブランド化推進基本計画
- (仮称) 佐野市シティプロモーション推進計画



さのまる (らーめん)



さのまる (イモフライ)





第4節 豊かな心を育む 教育・文化づくり

# 豊かな心と確かな学力を育むまちづくり

## (1) 特色ある教育と心の教育の推進

#### 施策の目的

- ●豊かな心、確かな学力\*\* <sup>1</sup> 及び健やかな体を育むとともに、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにします。
- 教職員の資質の向上を図り、確かな学力を育みます。
- \* 1 確かな学力

星礎的・基本的な「知識や技能」はもちろん、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力を育てること

#### これまでの主な取組

- ●さわやか教育指導員\*2、さわやか健康指導員\*3の配置を見直すとともに、指導者の研修の実施により、心の教育や特色ある教育の推進に努めました。
- 各学校の学習状況を調査し、調査結果の分析に基づいて、指導法の改善や学習意欲の向上を図る ための取組を行いました。
- ●さわやか教育指導員、特別支援学級支援員を配置し、一人一人に応じた指導体制を強化しました。
- ICT<sup>※4</sup> 環境に対応し、情報モラル等の情報教育を行いました。
- ●保健体育の授業の充実や、運動部活動等の推進を図り、児童生徒の体力向上に取り組みました。
- 教員が自主的に参加する研修等への参加を支援しました。
- 小中一貫教育研究指定校を設けて研究を行い、その成果を本市の小中一貫教育の計画策定に反映 しました。
- \*2 さわやか教育指導員
- 本市における心の教育・特別支援教育推進の一つとして、小中学校に配置された教育指導員をいう。全小中学校に1名配置、特に支援が必要な児童生徒が在籍する学級に1名配置する
- \*3 さわやか健康指導員
- 本市における心の教育推進の一つとして、小中学校に配置された健康指導員をいう。養護教諭2名の配置がない児童生徒数が概ね500人以上の小中学校に1名配置、特に健康管理上の支援が必要な児童生徒が在籍する学級に1名配置する
- \*4 IC
- TOIN TOIN TO THE TOIN THE TOIN

#### 現状と課題

- 「確かな学力」を育むため、教職員が意欲的に取り組む研修を実施することが必要です。
- きめ細かな学習支援のために、さわやか教育指導員や特別支援学級支援員の充実を図ることが 必要です。



施策の体系	
施策	基本事業
特色ある教育と心の教育の推進	①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進
	②教職員の資質の向上
	③小中一貫教育の推進
	④特別支援教育の推進

#### ①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進

- ・各学校の実態を分析し、課題の解決につながる教育課程の編成などにより、特色ある学校運営を 推進します。
- ・さわやか教育指導員やさわやか健康指導員を適切に配置し、効果的に学習支援や相談事業を行います。

#### ②教職員の資質の向上

- ・各校が抱える課題に対応するための教員研修を実施します。
- · ICT 研修など時代の変化に対応した研修を実施します。

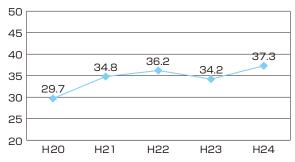
#### ③小中一貫教育の推進

- ・小中合同の学校行事を行うことにより、児童の中学校への適応力を育み、進学の不安を軽減します。
- ・小学校と中学校の外国語指導の連携を進めるため、ALT(外国語指導助手)によるヒアリング や表現力などの指導の充実を図ります。
- ・小中学校教員が相互に授業を行うことなどにより、それぞれの指導方法を理解し、小中一貫教育に対応した指導力を高めます。

#### ④特別支援教育の推進

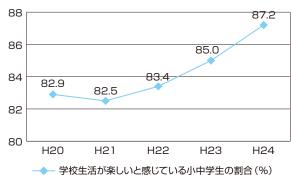
- ・個別の指導計画等を作成し、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の指導のあり方を検討します。
- ・特別支援学級支援員を適切に配置し、特別支援学級における指導の充実を図ります。

#### 市が特色ある教育に力を入れていると 感じている市民の割合



◆ 市が特色ある教育に力を入れていると 感じている市民の割合(%)

#### 学校生活が楽しいと感じている小中学生の割合





成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
総合学力調査の全国的な達成率との比較	- 2.7 ポイント	- 1.9 ポイント
市が特別支援教育に力を入れていると感じている 市民の割合	_	41.0%
学校生活が楽しいと回答した小中学生の割合	87.2%	89.0%

#### 役割分担



生活習慣及び学習習慣を身に付けます。



- •基本的な生活習慣が身に付くよう、家庭教育を行います。
- 児童生徒の健全育成を支援します。



- 教職員を効果的に配置します。
- ●教職員の指導力を強化する研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。
- 豊かな心、確かな学力、健やかな体を育むため、特色ある教育を推進します。

- 佐野市小中一貫教育推進計画
- 佐野市学校教育指導計画
- 佐野市小中学校適正配置等基本計画

## (2) 安全で安心して学べる教育環境の整備

#### 施策の目的

- 学校施設を適切に管理し、児童生徒と教職員の生命・身体・健康を守るとともに、児童生徒が快適に教育を受けられる環境を保ちます。
- 小中学校の適正規模と適正配置を推進します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保します。
- 教育の機会均等のため、利用しやすい奨学金制度とします。

#### これまでの主な取組

- ●校舎の耐震診断を13校、実施設計を12校、補強工事を15校実施しました。
- ●アスベストの除去工事を 10 校で実施し、小中学校すべての除去工事を完了しました。
- 南部学校給食センター、北部学校給食センターを建設しました。
- ●市立小中学校の適性規模、適正配置に関する検討委員会を設置し、検討を進めました。
- ●教育設備や備品などの A 版化に伴い、机や椅子を小学校 1・2 年生を除き、更新しました。
- ●経年劣化した田沼西中学校の飛駒線のスクールバス1台の更新を行いました。
- ●学校安全支援ボランティアによる学校周辺の巡回点検や登下校時の安全指導等により、児童生徒の安全確保を図りました。
- 奨学金貸与規則を改正し、奨学資金の新規貸付対象者枠を40人から45人に拡大しました。

## 現状と課題

- 小中学校校舎等の耐震化工事を計画的に進めることが必要です
- ●小中学校の適正配置を推進し、良好な教育環境を持続することが必要です。
- 児童生徒の登下校時の事故や、犯罪を未然に防止することが必要です。
- 教育の機会の拡大のため、利用しやすい奨学金制度の検討が必要です。

#### 学校施設の耐震化率



#### 緊急情報メール登録者数





施策の体系	
施策	基本事業
安全で安心して学べる教育環境の整備	①安全で快適な学校施設の整備
	②小中学校の適正配置の推進
	③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実
	④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

#### ①安全で快適な学校施設の整備

- ・学校施設の耐震補強工事を計画的に実施します。
- ・学校施設の設備を改修し、基準に適合したものに改善します。
- ・学校給食において、アレルギー対応を推進するとともに、事故の防止を図ります。

#### ②小中学校の適正配置の推進

・良好な学習環境を保持するため、小中学校適正配置等基本計画を策定し、小中学校の適正規模、適正配置を推進します。

#### ③地域ぐるみで行う児童生徒の安全対策の充実

- · PTA 活動等により、通学路の危険箇所を把握し、改善に努めます。
- ・児童生徒の登下校の際に、学校安全支援ボランティア等と連携し、見守り指導などを行い、校外での安全を確保します。

#### ④教育の機会均等に資する奨学金制度の拡充

・奨学金制度の内容を検討し、利用しやすい制度とすることにより、教育の機会の拡充に努めます。



南部給食センター



北部給食センター



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
学校施設の耐震化率	77.5%	100%
小中学校における適正規模の学校割合	47.4%	60.0%
奨学金制度の利用率(利用者 / 希望者)	78.8%	100.0%

#### 役割分担



- 学校施設の美化及び維持管理に協力します。
- 小中学校の適正配置について、意見を述べます。



児童生徒が安全に登下校できるよう、見守りや誘導等の安全支援を行います。



- ●学校施設の耐震化工事を計画的に実施します。
- ●学校備品等を更新し、児童生徒が安全で快適に学べる教育環境を整備します。
- ●地域の意見や情報を反映し、小中学校適正配置等基本計画を策定します。
- ●危険箇所や不審者情報などの収集と情報提供を行い、児童生徒の安全を確保します。
- ●奨学金制度の見直しを行います。

- 佐野市小中学校校舎 · 体育館耐震補強実施計画
- (仮称) 佐野市小中学校適正配置等基本計画

## (3) 学校・家庭・地域連携による教育力の向上

## 施策の目的

- 子どもの豊かな人間性を育みます。
- 学校、家庭、地域の連携により、いじめの未然防止、早期発見、解決に取り組み、子どもの心と 生命を守ります。

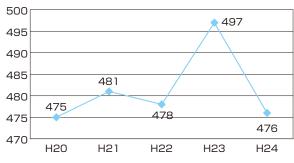
## これまでの主な取組

- 学校ごとにいじめ調査を行い、いじめの早期発見と早期対応に取り組みました。
- ●家庭での教育力の向上のため、保護者を対象とした「家庭教育推進講座」を開催しました。
- ●学校、保育所、幼稚園、企業を訪問して実施する「家庭教育出前講座」を開催しました。
- ●家庭教育の意識を高めるため、児童生徒が朝食を食べる運動を実施しました。
- ●放課後子ども教室を9教室設置しました。
- 中学生が地域で職場体験などを行う中学生マイ・チャレンジ事業を実施しました。

#### 現状と課題

- 学校、家庭、地域の教育力の向上と連携を図ることが必要です。
- いじめ問題が潜在化、複雑化しているため、学校や家庭が相談できる体制を整備することが必要です。

#### 学校安全支援ボランティア



学校安全支援ボランティア(人)

施策の体系	
施策	基本事業
字校・家庭・地域連携による教育力の向上	①いじめ「ゼロ」を目指す取組の推進
	②家庭での教育力の向上
	③地域での教育力の向上

#### ①いじめ「ゼロ」を目指す取組の推進

- ・道徳教育や心の教育などを通して、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする意識を高めます。
- ・いじめ問題解決のために、学校や家庭が外部識者に相談できる体制を構築します。
- ・小中学校と保護者や地域が連携を図り、いじめの防止、早期発見、問題解決に取り組みます。

#### ②家庭での教育力の向上

- ・各学校において PTA 研修を開催し、家庭の教育力の向上に努めます。
- ・講座や情報紙等により、家庭教育の事例を紹介し、家庭での教育の啓発を図ります。

#### ③地域での教育力の向上

- ・部活動の指導者バンクの導入を進めるなど、地域の人たちが学校支援ボランティア活動に積極的 に参加できるよう登録制度の充実を図ります。
- ・中学生マイ・チャレンジ(職場体験)事業などのキャリア教育の推進のため、事業者との連携を 図ります。
- ・放課後子ども教室を継続し、地域の人たちとの交流を推進します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
小中学校のいじめ認知件数の減少率 (当年認知件数/前年認知件数)	_	7.0%
学校生活が楽しいと回答した小中学生の割合	87.2%	89.0%
家庭の教育力があると意識している保護者の割合	_	55.0%

#### 役割分担



• 思いやりの心をもち、生命を大切にします。



- 子どもの安らぎの場をつくり、思いやりの心を育てます。
- ●学校等と連携して、いじめの防止、発見、解決に取り組みます。



- 教育を通して生命を大切にする心を育てます。
- いじめの防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 教職員や保護者が識者に相談できる体制を整備します。
- 学校、家庭、地域の連携を図ります。

## 関連する個別計画

● 佐野市学校教育指導計画



学校安全支援ボランティア



いじめゼロさのまるサミット



# 生涯にわたり学びのあるまちづくり

## (1) 生活を豊かにする生涯学習の推進

#### 施策の目的

- 主体的な学習及び学習成果の地域社会への還元を支援します。
- ●青少年の健全な育成を図ります。
- 学習の場を提供します。

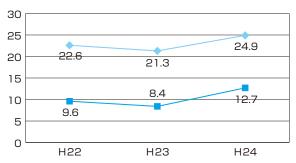
## これまでの主な取組

- 学習メニューのパンフレットや情報紙「オープン」等を作成し、生涯学習の啓発に努めました。
- ●生涯楽習登録講師の募集と PR を行い、学習成果を還元する機会の提供に努めました。
- ●公民館、図書館の空調設備等の改修を行い、学習環境の向上に努めました。
- ●市民の専門的な知識習得のため、高等教育機関と連携して各種講座を開催しました。
- 生涯楽習フォーラムを全国学びとまちづくりフォーラムとして充実して開催しました。
- ●平成25年度からの生涯学習推進計画(後期計画)を策定しました。
- 図書館の管理運営に指定管理者制度を導入しました。

#### 現状と課題

- 生涯学習に取り組む市民が増加するよう、効果的な情報提供を行うことが必要です。
- ●全国学びとまちづくりフォーラムの成果を生涯学習やまちづくりなどの活動に反映することが必要です。
- 生涯学習施設を計画的に維持管理することが必要です。

#### 生涯学習について



→ 学習テーマをもって学習に取り組む市民の割合(%) → 学習の成果を還元している市民の割合(%)



施策の体系	
施策	基本事業
生活を豊かにする生涯学習の推進	①学習情報及び場の提供
	②学習内容の向上
	③学習成果を活かす取組
	④青少年の健全育成

#### ①学習情報及び場の提供

- ・両毛広域生涯学習ネットワーク推進協議会などの活動を通して、近隣市町と連携し、多様な学習 情報の提供に努めます。
- ・学習施設の改修により、利用しやすい環境の整備に努めます。

#### ②学習内容の向上

- ・市民スタッフとともに、市民大学などの講座の企画や運営を行い、内容の充実を図ります。
- ・楽習講座の進め方などを学ぶ講師養成講座を実施することにより、楽習講師の資質の向上を図ります。

#### ③学習成果を活かす取組

- ・若年層の人材発掘や、生涯学習ボランティアの登録を促進し、楽習出前講座などで講師として活躍できる人材の育成に努めます。
- ・フォーラム、公民館まつり、市民大学等、学習成果を公表する機会を提供し、学習成果の還元を促進します。

#### ④青少年の健全育成

- ・研修会などにおいて、自然体験を始めとした体験的な学習活動の場を提供し、子どもの社会性や 豊かな感性を養います。
- ・青年団体が企画する教養講座などの学習活動を支援し、自ら学び成長しようとする人材を育成します。

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
学習テーマをもって学習に取り組む市民の割合	24.9%	30.0%
学習の環境が整っていると感じる市民の割合	_	35.0%

## 役割分担



- 自らが選択したことを楽しく学び、自己の向上に努めます。
- ●地域社会の活動に参加し、学習成果を活かします。



行政

- 生涯学習、社会教育への参加の啓発を行います。
- 社会的な課題への対応や専門知識の習得など、社会の要請に応える学習の機会を 提供します。
- 生涯学習のメニューの充実を図ります。

## 関連する個別計画

●佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画



楽習講師



全国学びとまちづくりフォーラム



## (2) 歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進

#### 施策の目的

- ●地域の歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育みます。
- ●文化財を適切に保護し、歴史、伝統、文化資源への理解を深めるとともに、適切に保存、継承し、 後世に残します。
- 文化、芸術に触れる機会を提供します。
- ●文化、芸術活動を支援します。

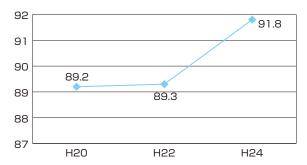
## これまでの主な取組

- 田中正造翁没後百年顕彰事業に、市民と行政の協働により取り組みました。
- ●文部科学大臣に、唐沢山城跡の国指定史跡化に向けた意見具申を行いました。
- ●国指定重要文化財「伊藤若冲《菜蟲譜》」の修復をしました。
- 郷土芸能保存会連絡協議会は、各団体をすべて統合しました。
- ●子ども芸術鑑賞事業として事業を再編し、中学2年生の鑑賞事業を実施しました。
- ●文化協会などの自立化を進め、財団法人佐野市民文化振興事業団の公益化を支援しました。

#### 現状と課題

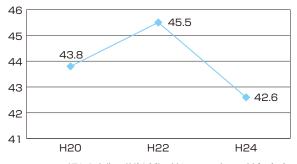
- ・ 唐沢山城跡の国指定史跡化を受けて、唐沢山城跡の保存管理と整備活用を図っていくことが必要です。
- ●指定文化財のデータベース化、文化財要覧の作成、災害時の対応、管理費助成制度など、文化財の保存活用に向けた対応が必要です。
- 修復を終えた国指定重要文化財「伊藤若冲《菜蟲譜》」の公開と活用のための検討を行うことが 必要です。
- 施設の老朽化等に伴う保全改修や特殊設備の更新について、バリアフリー化と長寿命化の視点を 踏まえた対応が必要です。
- 文化振興の基本方針の作成、各種団体の自立化の目標を作ることが必要です。
- ●地域の特性を活かした文化の発信により、広域的に幅広い交流を図ることが必要です。

#### 佐野市の伝統文化や文化財等を大切にしたいと 思っている市民の割合



◆ 佐野市の伝統文化や文化財等を大切にしたいと 思っている市民の割合(%)

文化・芸術活動に触れている市民の割合



→ 日頃から文化・芸術活動に触れている市民の割合(%)



ルピンドマンドエンド	
施策	基本事業
歴史・文化資源の継承と芸術・文化活動の推進	①地域の歴史・文化の理解の促進
	②文化財の適切な保存と継承
	③文化・芸術に触れる機会の充実
	④文化・芸術活動の促進

#### ①地域の歴史・文化の理解の促進

- ・唐沢山城跡に関するパンフレット等を作成し、理解啓発を図ります。
- ・郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館、吉澤記念美術館において開催する企画展、講座の充実を 図ります。
- ・田中正造翁の資料の充実を図ります。

#### ②文化財の適切な保存と継承

- ・唐沢山城跡保存管理計画を策定し、整備と活用に努めます。
- ・指定文化財のデータベース化、文化財要覧の作成、文化財の保存修復を推進し、災害時の対応や 管理費助成等の制度の拡充を検討します。
- ・国指定重要文化財「伊藤若冲《菜蟲譜》」の公開と活用の方策を検討します。
- ・郷土芸能の後継者育成のため、継承団体の出演できる場と機会を提供します。

#### ③文化・芸術に触れる機会の充実

- ・文化施設、吉澤記念美術館等について、照明音響設備等の特殊設備の更新を図るとともに、バリアフリー化と長寿命化の視点から保全及び改修を推進します。
- ・郷土博物館の展示収蔵保管機能を維持するため、空調設備の更新を行います。
- ・次代を担う子どものため、子ども芸術鑑賞事業の充実を図ることを検討します。
- ・吉澤記念美術館における子どもや障がい者の鑑賞者の増加に向けて、関係機関等との連携を図ります。

#### ④文化・芸術活動の促進

- ・文化振興の基本方針の作成に向けて、各種団体の自立化の目標を設定します。
- ・文化協会や公益財団法人佐野市民文化振興事業団の事業運営が円滑に行えるように支援します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
佐野市の伝統文化や文化財を大切にしたいと思っ ている市民の割合	91.8%	94.0%
文化活動団体登録数	134 団体	142 団体

## 役割分担



- ●郷土の歴史、伝統、文化財への理解を深め、保護、保存、継承に努めます。
- ●文化、芸術に積極的に触れて興味関心を高め、自ら文化、芸術活動を行います。



- 文化財は、地域の文化遺産であることを理解し、保護、保存、継承に努めます。
- ●地域における文化活動に関心を持ち、その振興に努めます。



- ●地域の歴史や文化を理解してもらうため、情報を提供するとともに、施設が所蔵する歴史的遺産や収蔵作品の公開に努めます。
- 史跡や文化財を保存し、その活用を図るとともに、地域の伝統芸能や有形無形の 文化財を保護、継承するための支援を行います。
- 文化、芸術活動の場と機会の提供を行います。
- 文化活動を担う市民や文化団体の育成、支援を行います。
- ●次代を担う子どもたちの文化環境の改善を図ります。

- 佐野市唐沢山城跡保存管理計画
- 佐野市唐沢山城跡整備基本計画
- 佐野市唐沢山城跡整備実施計画



唐沢山城跡発掘作業



郷土芸能フェスティバル



# スポーツを軸とした人々が集まるまちづくり

## (1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備

#### 施策の目的

- ●生涯スポーツの普及、啓発を図ります。
- ●競技会で活躍できるようなスポーツ選手の育成を図ります。
- ●スポーツに親しむことができる環境をつくります。

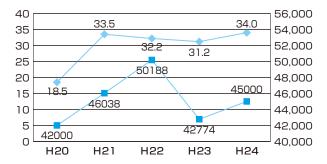
#### これまでの主な取組

- ■スポーツ教室等の事業を指定管理者と連携して実施し、プログラムの見直しと多様化を図り、受講者の増加、その後の施設の利用を図りました。
- スポーツ指導者の育成を目的とした研修会を開催し、指導技術やスポーツに対する関心を高めました。
- ●市及び体育協会が主催するスポーツイベントの種類を増やすことにより、多様なニーズに対応し、 スポーツ施設の利用を促進しました。
- ●スポーツ施設の老朽化に伴う改修を実施しました。
- ●運動公園多目的球技場を人工芝に改修し、いつでも使えるグラウンドとしました。
- 総合型地域スポーツクラブ<sup>※1</sup>設立について、スポーツカレンダー等での啓発を行いました。
- \* 1 総合型地域スポーツクラブ こどもから高齢者まで、誰もがいつでも参加できる、地域住民によって自主的に運営・活動するスポーツクラブ

## 現状と課題

- ●本市のリーディングプロジェクトである「スポーツ立市の推進」のために、生涯スポーツ及び 競技スポーツの振興、スポーツによるまちづくりを推進することが必要です。
- ■スポーツ教室等の開催を通して、障がい者を始め、広く市民へのスポーツの普及に取り組むことが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブが本市の南部には組織されていないので、創設に向けた取組を行うことが必要です。

#### 週1回以上スポーツする割合、スポーツ大会参加者数



→ 1週間に1回以上スポーツをしている市民の割合(%)

--- スポーツ大会等参加者数(人)

# 市内公共体育施設のべ利用者数(学校開放を除く)





## 施策の体系

#### 施策

## 生涯スポーツ・競技スポーツの 振興とスポーツ環境の整備

#### 基本事業

- ①生涯スポーツの推進
- ②競技スポーツの推進
- ③スポーツ施設の整備と運営

## 施策の基本方針

#### ①生涯スポーツの推進

- ・広報紙やスポーツガイドブックなどにより、生涯スポーツの啓発を行うとともに、より多くの方にスポーツに親しんでもらえるよう、スポーツ教室等の事業の充実を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブや体育協会と連携し、地域スポーツを支える団体の活性化を図ります。
- ・指導者講習会等を開催し、スポーツ指導者の指導力向上を図ります。

#### ②競技スポーツの推進

- ・優れた外部指導者を招き、選手の能力を引き出す環境の整備に努めます。
- ・スポーツリーダーバンクの指導者を指導者研修会などに派遣し、指導力の強化を図ります。

#### ③スポーツ施設の整備と運営

- ・点検と計画的な修繕により、施設の長寿命化を図るとともに、機能や特性に応じた施設の整備に 努めます。
- ・指定管理者の専門性を活かし、施設の効率的・効果的な運営を行います。



佐野マラソン



さのまる CUP

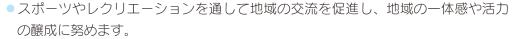


成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
週に1回以上スポーツ・レクリエーションに親し んでいる市民の割合	34.0%	45.0%
関東、全国大会等に出場する個人と団体	99 組	150 組
スポーツ施設整備計画の達成度	_	40.0%

#### 役割分担









●競技スポーツ選手は、練習を重ね、目標達成のために努力します。



- 佐野市スポーツ推進計画を策定し、「スポーツ立市の推進」のための施策を実施します。
- 総合型地域スポーツクラブの設置や運営を支援します。
- スポーツを行う環境の整備に努めます。
- ●スポーツ指導者の育成を図ります。

- ●佐野市スポーツ推進計画
- ●佐野市スポーツ施設整備計画
- ●(仮称) 佐野市スポーツ立市推進計画



## (2) スポーツツーリズムの推進

#### 施策の目的

- スポーツ大会やイベント等の本市での開催を推進します。
- スポーツを目的として本市を訪れる人の増加を図ります。
- ●スポーツ大会やイベント等の運営に多くの人から協力を得られる体制を整えます。

## これまでの主な取組

- ●大澤駅伝競走大会のコースを利用して、全国高等学校駅伝競走大会の栃木県予選会を開催しました。
- ●大澤駅伝競走大会のコースを利用して、全国高等学校駅伝競走大会の関東地区予選会を開催しました。
- ●東アジア・太平洋地域 女子クリケット・トロフィー大会を渡良瀬川ソフトボール場で開催しました。
- ●さのマラソン大会や市民駅伝大会を始めとする大きな大会の運営において、交通誘導、給水所等のボランティアの協力を得ました。

## 現状と課題

- ■スポーツツーリズム\*1を踏まえ、田沼高校跡地の利活用計画を作成することが必要です。
- スポーツ大会の招致、スポーツ選手の育成、プロスポーツのフランチャイズ化など、「スポーツ 立市の推進」のための検討が必要です。
- ●スポーツツーリズムを推進する体制を整備することが必要です。
- \* 1 スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや、周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備など、複合的な「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの。



クリケット



施策の体系	
施策	基本事業
	①スポーツ観光によるまちづくり
スポーツツーリズムの推進	②スポーツ大会等スポーツイベントの招致
	③人材育成と活用

## 施策の基本方針

#### ①スポーツ観光によるまちづくり

・スポーツツーリズムを推進する組織を設置し、効果的な事業の実施を図ります。

## ②スポーツ大会等スポーツイベントの招致

- ・日本スポーツツーリズム推進機構(JSTA)の活用などにより、スポーツ大会の誘致を図ります。
- ・スポーツ大会等の誘致のために、田沼高校跡地の利活用を図ります。
- ・プロスポーツ団体等の誘致に向けた調査、研究及び働きかけを行います。

## ③人材育成と活用

- ・スポーツボランティアの募集、育成及び登録を推進するとともに、制度を確立します。
- ・スポーツボランティア活動の喜びや感動を情報誌等で発信し、ボランティア参加者の増加を図ります。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
誘致できたスポーツ事業 (大会、イベント、合宿等)の数	_	4件
市外からのスポーツ事業への申込者数	_	6,000人
運営に協力してもらうボランティアスタッフの数	_	400人

## 役割分担



- スポーツ大会やイベントの開催に協力します。
- ●スポーツ大会等の参加者に対して、おもてなしの心をもって接します。



事業者は、自己の業務にスポーツツーリズムの要素を取り入れ、おもてなしの心でサービスを提供します。



- ●スポーツ施設をスポーツ大会やイベントに活用できるように、整備を行います。
- ●人が集まる魅力あるスポーツ大会やイベントの誘致に努めます。
- ●事業者や関係団体と連携を図り、スポーツツーリズムを推進します。

## 関連する個別計画

- ●佐野市スポーツ推進計画
- ●(仮称) 佐野市スポーツ立市推進計画





# 市民みんなでつくる 夢のあるまちづくり

# 人権を尊重した市民参加によるまちづくり

## (1) 市民と協働した地域づくりの推進

## 施策の目的

- ●市民、市民活動団体、事業者、行政が目的意識を共有し、適切な役割分担のもと連携していくことにより、協働のまちづくりを推進します。
- ■国際的な感覚を養う機会を提供します。
- 市内で日本人と外国人が相互に理解し合って暮らせるようにします。

## これまでの主な取組

- ●市民活動情報誌「シャイニングアイ」や、広報さのにおいて、市民活動団体の情報を発信しました。
- ●市民活動講演会やボランティア関係講座を開催し、協働の理解促進、啓発を行いました。
- ●市民活動センターのホームページをリニューアルして機能を高め、市民活動に関する情報を拡充しました。
- ●地縁型市民活動団体の市民活動を充実させるため、3町会をモデル町会に指定し、助成金の交付などの支援を行いました。
- ●市民活動団体の活動の活性化を図るため、団体が行うまちづくり事業に対し、助成金の交付などの支援を行いました。
- ●国際交流協会の活動を支援しました。
- ランカスター市との中学生相互交流事業を実施しました。
- 外国人の相談窓口を設置しました。

## 現状と課題

- 情報紙、市のホームページ、講演会等により、協働の啓発を行うことが必要です。
- ●市民活動参画支援事業や市民活動モデル町会支援事業を継続し、市民活動団体の活性化を図ることが必要です。
- ●地域自治組織の確立のため、自治会の支援について検討することが必要です。
- 国際交流団体の自立に向けた支援が必要です。
- 海外の姉妹都市等との交流のあり方を検討することが必要です。
- ●市内在住の外国人が利用しやすい相談体制を検討することが必要です。



施策の体系	
施 策	基本事業
	①協働の理解促進と市民力・地域力の向上
	②市民活動団体への支援と連携強化
	③地域自治組織の確立
	④相互理解の環境づくりの推進
	<b>3</b> - 1,12,12, 1, 1, 1

## 施策の基本方針

#### ①協働の理解促進と市民力・地域力の向上

- ・市民活動情報誌や広報さの、市及び市民活動センターのホームページにより、市民活動の情報提供や活動事例の紹介を行います。
- ・市民及び職員に対する講座、研修、相談等を実施し、協働の理解を図ります。
- ・協働の手法を取り入れて実施する市の事務事業を拡大します。

#### ②市民活動団体への支援と連携強化

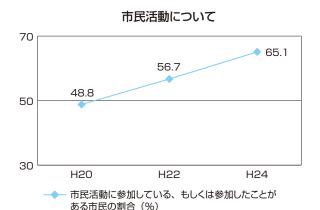
- ・目的型市民活動団体との連携を図り、活動を支援します。
- ・市民、市民活動団体との協働を推進するため、市民活動の拠点施設である市民活動センターの事業の充実を図ります。

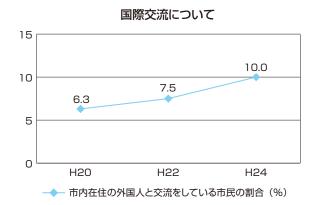
#### ③地域自治組織の確立

- ・地域の課題解決に取り組むモデル町会を指定して、支援を行います。
- ・自治会活動への支援の方法を検討し、地域自治組織の確立を推進します。

#### ④相互理解の環境づくりの推進

- ・国際交流協会と連携し、会員の増加に向けた取組を行います。
- ・国際感覚を高める機会を提供します。
- ・利用しやすい相談窓口を検討し、改善を図ります。
- ・海外の姉妹都市、友好交流都市との交流のあり方について検討します。







成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
市民活動に参加している、もしくは参加したこと がある市民の割合	65.1%	69.0%
市民と協働して進めている事業数	138事業	156 事業
市内在住の外国人と交流している市民の割合	10.0%	12.0%

## 役割分担



- まちづくりの主体としての自覚をもちます。
- ●市民活動に関し理解を深め、積極的に市民活動や国際交流事業に参加します。



●市民活動に関する理解を深め、地域社会の構成員として社会貢献活動を行い、市 民活動を推進します。



- 佐野市市民活動推進計画に基づき、協働のまちづくりを推進します。
- 市民活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、市民や市民活動団体の活動を支援します。
- ●市民活動拠点施設の事業を充実し、市民活動を推進するための環境を整備します。
- ■国際交流に関する情報の提供や国際感覚を高める機会の提供に努めるとともに、 国際交流団体の育成と連携を図ります。
- ●市内に暮らす外国人の方が、利用しやすい窓口を整備します。

## 関連する個別計画

• 佐野市市民活動推進計画



国際交流



市民活動団体スキルアップ講座



## (2) 個々の人権を尊重する地域社会の形成と男女共同参画社会の実現

#### 施策の目的

- 市民一人一人が、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指します。
- ●男女が互いに尊重し、社会の対等な構成員として、共に社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。

## これまでの主な取組

- 人権意識を高めるため、講演会、研修会、地域交流事業等による啓発と、人権学習会、子ども学習会、人権教育研修会等の人権教育を実施しました。
- 運動団体が主催する人権問題解決のための研修会、啓発活動、講演会を支援しました。
- 人権擁護委員による人権相談や隣保館における各種相談を実施し、相談体制の充実に努めました。
- ■男女共同参画講演会や講座の開催、情報紙の発行、小学生を対象とした標語や作文の募集を行い、 男女共同参画の教育と啓発を行いました。
- 事業者を対象とした企業人権啓発懇談会、職員を対象とした人権・男女共同参画研修会を開催し、 啓発を図りました。
- 女性のエンパワーメント\*\* 1 向上のため、県主催の女性リーダー養成研修会に市民を派遣し、また、ワークライフバランス\*\* 2 の促進のための再就職支援セミナーや女性のための再就職相談会を開催しました。
- ●男女共同参画ネットワークさのを支援し、団体の企画による講座を開催して、市民及び団体会員の啓発を図りました。
- ●男女共同参画推進センターの機能充実を図るため、各団体の情報の提供や関係図書等の整備を行いました。
- ●新成人等にデート DV<sup>※3</sup> 啓発用リーフレットを配布し、DV<sup>※4</sup> についての啓発を行うとともに、 女性相談や女性のカウンセリング相談を実施し、DV の相談体制及び被害者救済体制の充実を図 りました。
- \* 1 女性のエンパワーメント
- 女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となり、力を発揮し、行動していくこと
- \*2 ワークライフバランス
- 一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育で期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な 生き方が選択・実現できる状態
- \*3 デートDV
- 恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力。
- \*4 DV(ドメスティック・バイオレンス)
- 一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされ、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指す

#### 現状と課題

- 人権意識を高めるための啓発、教育活動を推進するとともに、相談体制を整備することが必要です。
- ●男女共同参画の意識づくりのため、講演会や研修会の開催、情報紙の発行等により、啓発活動を 推進することが必要です。
- 男女共同参画を推進する団体の支援をすることが必要です。
- 女性のエンパワーメントの向上を図るため、女性リーダーの育成や、再就職を支援することが必要です。
- ●市の審議会への女性の登用など、社会のあらゆる分野で女性が活躍できる環境を整備することが 必要です。
- DV 被害者の早期発見、早期対応のため、啓発の促進、相談体制の整備、被害者の救済対策を拡充することが必要です。



施策の体系	
施策	基本事業
個々の人権を尊重する地域社会の 形成と男女共同参画社会の実現	①人権意識の高揚
	②人権問題の解決
	③男女共同参画の意識づくりの推進
	④様々な分野で活躍できる女性の育成

## 施策の基本方針

#### ①人権意識の高揚

・人権学習会、人権講演会、地域交流事業、街頭啓発などを実施し、人権意識の高揚を図ります。

## ②人権問題の解決

- ・関係機関及び関係団体と連携し、身近で安心して相談できる体制の充実を図り、人権問題の解決 を推進します。
- ・様々な人権問題を解決するため、運動団体が行う啓発活動等を支援します。

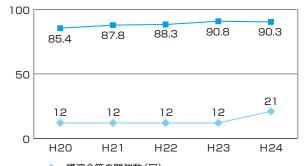
#### ③男女共同参画の意識づくりの推進

- ・男女共同参画の意識づくりを推進します。
- ・講演会や研修会の開催、情報紙の発行等による啓発活動を実施します。

#### ④様々な分野で活躍できる女性の育成

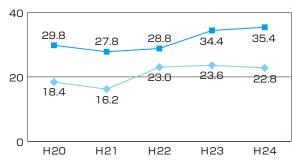
- ・女性リーダー養成研修会への市民の派遣、女性指導者研修会の開催により、女性のエンパワーメント向上を図ります。
- ・市の審議会等への女性委員の登用の拡充を図ります。
- ·DV 被害者救済の啓発、情報提供を行うとともに、関係機関との連携により、相談体制の拡充を図ります。





→ 講演会等の開催数(回)→ 人権講演会参加者で、「日頃、人権を意識しながら 生活している」と回答した参加者の割合(%)

#### 男女平等について



- 男女の地位が平等になっていると考えている市民の 割合(%)
- -■ 男女の役割は固定せずに、男女どちらが仕事をしても家庭にいてもよいと考えている市民の割合(%)



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
人権講演会参加者で「日頃、人権を意識しながら 生活している」と回答した人の割合	90.3%	93.0%
運動団体が行う研修・啓発事業実施数	160 事業	170 事業
男女の役割は固定せず、男女どちらが仕事をして も家庭にいても良いと考えている市民の割合	35.4%	39.0%
市の行政分野における指導的地位に占める女性の 割合(指導的立場にいる女性 / 市の行政分野において指導的立場にいる人数)	17.1%	19.5%

## 役割分担



- 人権に配慮して行動します。
- ●職場、学校、地域及び家庭での男女共同参画の推進に努めます。



- 事業所内での人権学習、人権啓発を実施します。
- 雇用や待遇における差別的取扱いを行いません。
- 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。



- 人権及び男女共同参画に関する教育や啓発を推進し、相談体制の充実を図ります。
- ●職場、学校、地域及び家庭での人権尊重と男女共同参画の環境づくりを推進します。
- ●市民等と協働、連携し、率先して男女共同参画に取り組みます。

## 関連する個別計画

- ●佐野市人権教育・啓発推進行動計画
- 佐野市男女共同参画プラン



ハートフルフェスタ



## (3) 市政情報の共有と広聴活動の充実

## 施策の目的

- 行政情報を市民と共有します。
- ●市民の意見を行政に反映し、市民の行政への参画を促進します。

## これまでの主な取組

- ●広報さのを発行するとともに、市のホームページに市長テレビ記者会見の動画を掲載し、市政情報発信の充実を図りました。
- 市民からの情報公開請求に適切に対応するため、職員を対象とした情報公開制度・個人情報制度 研修会を実施しました。
- ●市政懇談会の開催、また、市のホームページに「佐野市へ一言」を設置することにより、広聴活動に取り組みました。
- 通信事業者に対して要望活動を行い、市全域を高速ブロードバンド化することができました。
- ●地上デジタル放送の難視地域対策として、中継局設置、自主共聴施設設置の支援を行いました。

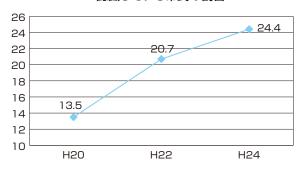
## 現状と課題

- ●市のホームページについて、携帯機器利用者に配慮したシステムを構築し、市民の市政情報取得の利便性を向上させることが必要です。
- ●パブリック・コメント制度<sup>※1</sup>の周知を図り、市民が行政へ参画し、市民の意見を行政へ反映することが必要です。
- ICT を活用した情報伝達・収集手段を拡充することが必要です。
- 地上デジタル放送の難視地域対策を行うことが必要です。

#### \* 1 パブリックコメント制度

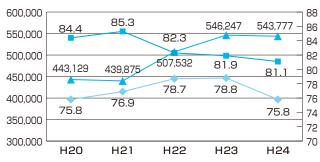
市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨や目的、内容等を公表して市民から意見を募集し、提出された意見等を考慮して政策の意思決定を行うと ともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続

## 市民の意見が行政へ取り入れられていると 認識している市民の割合



◆ 市民の意見が行政へ取り入れられていると 認識している市民の割合(%)

#### 広報さの、市ホームページの閲覧について



- → 市ホームページの閲覧件数(件)
- → 市民が知りたい行政の情報が十分に提供されている と認識している市民の割合(%)
- ── 広報さのを読んでいる市民の割合(%)



施策の体系	
施 策	基本事業
	①広報活動の充実
市政情報の共有と広聴活動の充実	②広聴活動の充実
	③ ICT の活用と地デジ対策

## 施策の基本方針

#### ①広報活動の充実

- ・広報さの、市のホームページの充実を図ります。
- ·ICTを活用した広報活動の充実を図ります。
- ・災害時の効果的な広報活動について検討します。

#### ②広聴活動の充実

- ・市政懇談会の実施方法や、その結果の情報提供の方法について検討します。
- ・パブリック・コメントに関する講座の開催等を検討します。
- ·ICT を活用した広聴活動の方法を検討します。

## ③ ICT の活用と地デジ対策

- ・市民がICTを利用できる環境づくりに努めます。
- ・地上デジタル難視地域対策を推進します。







第 5 節

## 主な成果指標

成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	75.8%	86.0%
インターネットを利用している市民の割合	64.3%	67.0%

## 役割分担



- 広報さのや市のホームページ等により、市政に関する情報の収集に心がけます。
- ●市政モニター、パブリック・コメント制度、「佐野市へ一言」などを利用し、市政 に参画します。
- ICT を有効に活用します。



- 広報さのなどの配布に協力します。
- 利用しやすい情報通信サービスを提供します。



- ●行政情報を迅速にわかりやすく提供し、情報の共有化に努めます。
- ●市政モニター、パブリック・コメント制度、市政に関するアンケートなどの広聴活動を通して、市政に多くの市民が参画できるように努めます。
- 行政情報をインターネットで利用できる電子市役所の実現に取り組みます。
- ICT 社会で暮らしていくための基礎知識の習得を支援します。
- ICT を安心して利用できる環境づくりを進めます。
- ●地上デジタル放送の難視地域対策を推進します。

## 関連する個別計画

佐野市情報化計画



2

# 自立した行政経営によるまちづくり

## (1) 効率的な行政経営の推進環境の整備

## 施策の目的

- ●市民主体のまちづくりを行います。
- 民間活力を活用し、事務事業を効率的・効果的に行います。
- 総合計画を推進するための組織編成を行います。
- 行政の各分野における都市間連携を図ります。
- 大学等の高等教育機関との連携を推進します。

## これまでの主な取組

- 佐野市組織機構に関する基本方針を策定し、この方針に沿って組織編成を行いました。
- 外部評価者制度を取り入れた事務事業改革改善プロジェクトに取り組みました。
- 指定管理者制度\*1を図書館等に導入しました。
- ごみ収集業務において、民間委託業務を拡大しました。
- 公共事業コスト構造プログラムを策定し、公共工事のコスト縮減に取り組みました。
- ●新庁舎の建設に向け、市民ワークショップ等を踏まえて、基本設計、実施設計を行いました。
- ●住民情報系のサーバは、災害によるデータの喪失を防ぐため、安全な民間のデータセンターに設置しました。
- ●ネットワーク機器を更新し、3庁舎間の通信速度を改善しました。
- \* 1 指定管理者制度

公の施設の管理を、公共団体以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者に管理を行わせることができる制度

#### 現状と課題

- ●市民を主体とする自立した自治体経営を行うため、自治基本条例\*2の制定を進めます。
- 民間への業務委託や指定管理者制度の活用、事務事業の整理統合の推進、行政体制を合理化する ことが必要です。
- 総合庁舎へ移行することから、田沼地域、葛生地域の行政サービスのあり方を検討することが必要です。
- ●住民票の交付や各種手続きの利便性の向上を図るため、社会保障・税番号制度<sup>※3</sup>の活用を検討することが必要です。
- \* 2 自治基本条例
- 一般的に、自治体運営の基本理念、基本原則、住民の権利と責任、議会、行政の責務等について定めた条例
- \*3 社会保障·税番号制度

国民一人一人に個人番号を割り振り、情報連携や本人確認を効率的に行うための制度



第 5 節

施策の体系	
施策	基本事業
↑ da da ta	①自立した自治体経営の推進
	②効率的・効果的な事務事業の推進と組織編成
	③民間活力の活用の推進
	④広域・地域連携の推進

## 施策の基本方針

#### ①自立した自治体経営の推進

・市民を中心として自治基本条例を制定し、市民主体のまちづくりを推進します。

#### ②効率的・効果的な事務事業の推進と組織編成

- ・行政評価を活用し、事務事業の見直しを推進します。
- ・総合計画を推進する組織編成を行います。
- ·ICT の活用による事務の効率化を図るとともに、社会保障・税番号制度の活用を検討します。

#### ③民間活力の活用の推進

- ・民間への委託が可能な業務を選別し、業務の委託を推進します。
- ・指定管理者制度の導入が可能な施設の検討を行い、その推進を図ります。

#### ④広域・地域連携の推進

- ・広域的な自治体間連携を推進し、行政活動の効率化、合理化を図ります。
- ・大学等との連携事業を拡充し、大学等のもつ専門知識を行政の各分野で活用します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
休廃止又は見直しの図られた事務事業数	673 事業	690 事業
広域連携団体数	17 団体	19 団体
大学・短大と連携して実施している事業数	31 事業	34 事業

## 役割分担



まちづくりの主体者であることを認識し、積極的に行政活動に参加します。



• 高等教育機関は、知的財産をまちづくりに活かします。



- ●市民を主体とした行政経営を行います。
- ●市民、事業者、自治体、大学等と連携し、質の高い行政経営を行います。

## 関連する個別計画

- ●佐野市組織機構に関する基本方針
- 佐野市行政改革大綱
- 佐野市情報化計画



## (2) 持続可能な財政運営の推進

## 施策の目的

- 市税の収納率の維持・向上や市有財産の有効活用、自主財源の確保に努めます。
- 歳入に見合った歳出予算を編成するとともに、予算に対する市債残高を考慮し、財政運営の健全性を維持します。
- 遊休資産の売却や貸付けなどを進め、市有財産の有効活用を図ります。

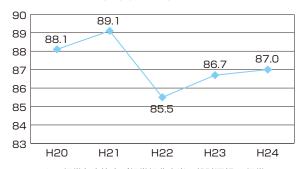
## これまでの主な取組

- ●市税の収納率向上のため、収納対策(電話催告や臨戸訪問、納付相談など)を実施しました。
- ●遊休資産を売却し、自主財源の確保に努めました。
- 施策別枠配分方式の予算編成を行いました。
- ●市債残高の抑制に努めました。

## 現状と課題

- ●遊休資産の売却などによる自主財源を確保することが必要です。
- ●施策別枠配分方式の予算編成により、歳入に見合った歳出予算へ転換することが必要です。
- ●市税の収納対策を行い、収納率の向上、滞納繰越額の縮減を図ることが必要です。

#### 経常収支比率について



経常収支比率(経常経費充当一般財源額 ÷ 経常一般財源総額)(%)



施策の体系	
施策	基本事業
	①市税の収納率の維持・向上
持続可能な財政運営の推進	②遊休資産の有効活用
	③歳入に見合った歳出構造への転換

## 施策の基本方針

## ①市税の収納率の維持・向上

・市税の初期滞納防止策を徹底するとともに、財産調査を強化し、市税収納率の維持・向上、滞納 繰越額の縮減を図ります。

## ②遊休資産の有効活用

- ・処分可能な遊休資産は、積極的に売却処分します。
- ・当面の間、利用の予定がない公有財産は、民間への貸付けなどにより、有効活用を図ります。

## ③歳入に見合った歳出構造への転換

- ・財政調整的基金残高は、標準財政規模の1割程度を確保します。
- ・市債残高は、一般会計当初予算規模以下に抑制します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
収納率(現年度課税分)	98.5%	98.5%
実質公債費比率	7.0%	10.0%
一般会計歳入予算に占める財政調整的基金の繰入 割合	2.5%	2.5%

## 役割分担



正しい申告と期限内の納税に努めます。



- 市・県民税の給与天引などに協力します。
- •補助金等を財源とする団体運営を見直し、自立的な運営に努めます。



- 自主財源の確保に努めます。
- 財源を有効に活用し、効率的・効果的な財政運営を行います。

## 関連する個別計画

● 佐野市市民活動推進計画



## (3) 分権時代を担う職員の育成と人事管理現

## 施策の目的

- ●職員が自発的に取り組む研修を実施し、職員の能力向上を図ります。
- 職員の自主的・自律的な能力開発を図ります。
- 職員の能力を最大限に発揮できる人事管理を行うとともに、働きやすい職場環境づくりを行います。

## これまでの主な取組

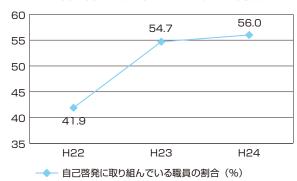
- ●市単独研修、栃木県市町村振興協会研修、安足地区職員研修協議会研修を実施しました。
- 専門的知識習得のための市町村アカデミー、全国建設研修センターへの派遣研修を実施しました。
- 自己啓発を行う職員に対する支援を行いました。
- ●定員適正化計画に基づき、職員数の管理に努めました。
- ●職員のメンタルヘルス対策を行いました。

## 現状と課題

- 人材育成方針を見直すことが必要です。
- ●職員の自己啓発活動を支援する制度を見直すことが必要です。
- ●職員のメンタルヘルス対策を推進することが必要です。
- コミュニケーションが円滑な、働きやすい職場環境を整備することが必要です。
- 定員適正化計画の期間が平成 26 年度で終了することから、新たに計画を策定することが必要です。

#### 市職員数 1,300 1,222 1,200 1,100 990 967 947 1,000 1,026 900 800 H20 H21 H22 H23 H24 → 市職員数(人)

#### 自己啓発に取り組んでいる職員の割合





第 5 節

施策の体系	
施策	基本事業
	①能力向上のための研修の充実
分権時代を担う職員の育成と 人事管理	②自己啓発による自律型職員の育成
77-14	③適正な人事管理の推進

## 施策の基本方針

#### ①能力向上のための研修の充実

- ・職員研修を計画的に実施し、職員の能力向上を図ります。
- ・自治大学校、市町村アカデミー等の専門的な中長期研修へ、職員の自主性に基づいて派遣を行います。
- ・職員が自発的に研修へ参加する仕組みを検討します。

#### ②自己啓発による自律型職員の育成

- ・職員の自己啓発活動と自主研究グループに対する支援制度の見直しを行います。
- ・自発的に取り組む研修などの情報を職員に提供し、自己啓発を促進します。

## ③適正な人事管理の推進

- ・充実感があり、働きやすい職場環境づくりを推進します。
- ・職員のメンタルヘルス対策を推進します。
- ・人材育成基本方針を見直し、自律型職員の育成を推進します。
- ・定員適正化計画の期間終了後の新たな計画を策定し、職員の定員管理を推進します。



成果指標	実績基準値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 29 年度)
能力評価の点数が、前年に比較して向上した職員の割合	28.3%	30.0%
自己啓発に取り組んでいる職員の割合	56.0%	74.0%
充実感があり働きやすい職場と感じている職員の 割合	_	85.0%

## 役割分担



定員適正化計画などの策定の際に、意見を述べます。



●職員の派遣研修の受入などを行い、職員の育成に寄与します。



- 職員の意識啓発や研修の充実により、地方分権を担う職務遂行能力をもつ職員を 育成します。
- ●職員が能力を発揮するための人事管理、職場環境の改善に努めます。

## 関連する個別計画

- ●人材育成基本方針
- ●職員研修基本方針
- 佐野市行政改革大綱
- 佐野市定員適正化計画
- ●特定事業主行動計画
- •特定事業主行動計画(教職員用)



# 資 料 編



#### ○人口推計

#### 1. 総人口

少子・高齢社会の到来により、本市の人口は近年減少傾向にあります。

佐野新都市地区の開発整備や、北関東自動車道佐野田沼IC周辺開発などによる人口増加要因もありますが、最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すると、計画期間においては、人口は緩やかな減少傾向で推移していくものと考えられます。

#### 2. 年齢階層別人口

年齢階層別人口は、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、高齢者(65歳以上)人口の増加が一層顕著になり、平成29年には29,940人と、構成比でも26.2%を占めることが想定されます。年少(0歳~14歳)人口、生産年齢(15~64歳)人口については、平成29年にそれぞれ、15,670人(13.7%)、68,600人(60.1%)になるものと想定されます。

#### 3. 世帯数

世帯数は、今後更に核家族化が進むことが予想されるため、平成29年には46,870世帯になり、一世帯当たり人員は、平成17年の2.83人から2.44人まで低下することが想定されます。

#### 4. 人口フレーム

人口及び減少率の推移を踏まえて、平成29年の本市の人口は、115,000人と設定しています。

## 将来人口・世帯の推計結果

		平成 17 年	平成 19年	平成 22 年	平成 26 年	平成 29 年
総人口	人数(人)	123,926	122,500	120,590	117,180	114,210
がいく口	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14 歳以下	人数(人)	16,710	17,500	17,180	16,610	15,670
14 成以下	構成比	13.5%	14.3%	14.2%	14.2%	13.7%
15~64歳	人数(人)	80,143	78,630	76,390	71,550	68,600
13.004 戚	構成比	64.7%	64.2%	63.3%	61.1%	60.1%
65 歳以上	人数(人)	27,066	26,370	27,020	29,020	29,940
	構成比	21.8%	21.5%	22.4%	24.8%	26.2%
世帯数(世帯)		43,830	44,700	45,580	46,420	46,870
一世帯当たりの人員(人)		2.83	2.74	2.65	2.52	2.44

<sup>※</sup>過去 4 回(昭和 60 年~平成 12 年)の国勢調査人口を用いてコーホートセンサス変化率法で推計しました。

資料: 国勢調査



<sup>※</sup>予測結果の人口、世帯数はそれぞれ10人、10世帯単位でまとめています。

<sup>※</sup>総人口には年齢不詳人口を含みます。また、構成比について、端数処理の関係で合計が 100.0% にならない場合があります。

## ○後期基本計画策定の経過

	日 付	項目	内容
	1月上旬~2月下旬	市政に関するアンケート調査	平成 24 年度成果指標の実績把握
	2月13日	施策主管課長・関係課長会議	平成 25 年度後期基本計画策定内容・スケ ジュール、施策評価の手法説明
	2月中旬~3月下旬	平成 25 年度施策·基本事業評価実施	平成 24 年度成果指標の実績把握
	3月下旬~4月上旬	総合計画中期基本計画成果実績把握	平成 23・24 年度施策の成果実績を把握
	4 月中旬	総合計画後期基本計画政策体系 素案策定	後期基本計画政策体系の政策及び施策の素案 を事務局で策定
	4月24日	第1回総合計画基本計画策定委員会	後期基本計画策定内容・スケジュール確認
平	5月16日	第2回 総合計画基本計画策定委員会	政策体系素案(13政策 - 36施策)を決定
成 25	5月24日	施策主管課長・関係課長会議	後期基本計画策定詳細内容・スケジュール説明
年	5月下旬~7月中旬	総合計画基本計画策定部会	36 施策別に策定部会を開催 施策目的、目標設定、施策方針(基本事業)設定
	7月 26日·29日·30日	施策別トップマネジメント会議	市長と施策主管課長で、36 施策別に施策内容について協議
	8月 7日	第3回総合計画基本計画策定委員会	後期基本計画政策体系案 (13 政策 - 36 施策 - 122 基本事業)を決定
	9月27日	第4回 総合計画基本計画策定委員会	後期基本計画素案を決定
	10月1日~11月1日	パブリック・コメント実施	後期基本計画素案に対する市民意見把握
	11月27日	第5回 総合計画基本計画策定委員会	後期基本計画(案)の決定
	12月11日	臨時政策会議	後期基本計画の決定



## ○後期基本計画体系表

将来像	基本目標	政策	施策	
	地域の特色を活かした 1 快適なまちづくり	安心して安全に暮らせる 1 まちづくり	1 消防・防災体制の強化	防災意識の高揚と地域防 1 災力の向上
			2 交通安全・防犯対策の推進	7 交通安全意識の高揚
			3 消費者保護対策の推進	正しい消費の啓発と情報 提供の充実
育み		2 住みやすい快適な まちづくり	都市機能を高める幹線道 1 路の整備と計画的な地域 づくりの推進	計画的な幹線道路ネット ワークの整備
支え合			2 まちなかの活性化と公共 交通網の整備	計画的な中心市街地活性 1 化の推進
み支え合うひとびと、			3 快適で質の高い住環境の整備	快適で安全な住まいづく 1 りの推進と市営住宅の適 正な管理・運営
びと、			4 安全で安定した水の供給 と生活排水の適正処理	日 安全で安心な水の安定供 日 給
		3 環境にやさしい まちづくり	ごみの発生抑制と資源の 1 有効活用	3 R運動とごみ減量化の 1 推進
水と緑と万葉			2 良好な生活環境と豊かな 自然環境の保全	1 良好な生活環境の保全
葉の地			再生可能エネルギーの普 3 及と省エネルギー対策の 推進	再生可能エネルギーの普 7 及促進
に広	2 やさしくふれあいのある 健康福祉づくり	健康で安心して暮らせる 1 まちづくり	1 心と体の健康づくりの推進	1 健康づくりの推進
がる交流			2 地域医療体制の充実	医療機会の充実
流拠点		2 安心して子育てのできる まちづくり	こどもの健やかな成長と 子育て支援	日母子保健医療対策の推進
都市			2 子育てと仕事の両立支援	多様で弾力的な保育サー 1 ビスの充実
		3 助け合い生きがいを実感 できるまちづくり	豊かで健やかな長寿社会 の実現	生きがいづくりと社会参 1 加の促進
			2 障がい者の社会参加と自 立の推進	1 相談体制の充実
			3 地域福祉の推進と生活保 6 障の充実	1 地域福祉活動の推進



<u> </u>	基本事	業
2 防災・危機管理体制の整備	3 消防力の強化と救急業績 体制の整備	务 4 治山・治水対策の推進
2 道路・交通安全施設の整備	3 防犯意識の高揚と防犯領制の充実	本 4 犯罪を防止する環境の整備
2 生活相談体制の充実		
2 地域の特性を活かした土 地利用の推進	3 良好な景観の保全と形成	Ì
地域市街地拠点(田沼駅・ 2 葛生駅周辺)の活性化の 推進	3 公共交通の利便性の向上	=
2 生活道路の整備	3 雨水排水路の整備	4 公園の整備
2 水道事業の安定した経営	3 生活排水施設の整備、 及促進及び水洗化向上	等 4 生活排水施設の適正管理
2 不法投棄防止対策の強化	3 搬入ごみの適正処理の推議	<b>進</b>
2 自然環境の保全と再生	3 自然保護活動の充実と現場 境学習の推進	<del>=</del>
2 省エネルギー対策の推進		
2 検診(健診)の受診率向上		
2 救急・高度医療体制の充実		
2 援護を必要とする子育て 家庭への支援	3 子育ての負担感の軽減	4 こどもの居場所づくりの 推進
2 保育施設の整備	3 放課後児童対策の充実	4 就学前教育に対する支援
2 自立支援サービスの推進	3 介護保険サービスの充置 と介護予防の推進	実 4 後期高齢者医療制度の円 5 地域ネットワークづくり 滑な運営 の推進
2 日常生活支援の充実	3 社会参加支援の充実	
2 国民健康保険制度の適正 運営の推進	3 就労支援の強化と生活( 護の適正運営	4 国民年金制度の周知・啓発



将来像	基本目標	政策	施策	
	3 魅力と活力ある産業づくり	産業振興で活力のある 1 まちづくり	都市型農業の推進と中山 間地域の活性化	1 施設園芸・果樹栽培の推進
			2 活力ある商業・鉱工業の振興	事業者に対する助成と支 援の充実
			3 北関東自動車道沿線開発 と企業誘致の促進	産業団地造成の推進
苔		観光とコンベンションに 2 よる賑わいと活力ある まちづくり	ひとを集める観光戦略の 日 展開	総合的な誘客を図る観光 戦略の推進
育み支			2 魅力ある観光資源の開発と整備	1 新しい観光資源の開発
み支え合うひとびと、			3 都市ブランド戦略の推進	「さのまる」を活用した 1 シティプロモーションの 推進
ひと	豊かな心を育む教育・ 4 文化づくり	豊かな心と確かな学力を 育むまちづくり	1 特色ある教育と心の教育 の推進	〕 学校教育活動の充実と特 色ある教育の推進
٢,			2 安全で安心して学べる教育環境の整備	安全で快適な学校施設の   整備
水と			3 学校・家庭・地域連携に よる教育力の向上	↑ いじめ「ゼロ」を目指す 取組の推進
水と緑と万葉		2 生涯にわたり学びのある まちづくり	生活を豊かにする生涯学   習の推進	1 学習情報及び場の提供
葉の地			2 歴史・文化資源の継承と 芸術・文化活動の推進	地域の歴史・文化の理解 の促進
に広		3 スポーツを軸とした人々 が集まるまちづくり	生涯スポーツ・競技ス 1 ポーツの振興とスポーツ 環境の整備	1 生涯スポーツの推進
がる			2 スポーツツーリズムの推進	1 スポーツ観光によるまち づくり
交流拠点	5 市民みんなでつくる夢の あるまちづくり	) 人権を尊重した市民参加 によるまちづくり	市民と協働した地域づく りの推進	1 協働の理解促進と市民 力・地域力の向上
都市			個々の人権を尊重する地 2 域社会の形成と男女共同 参画社会の実現	1 人権意識の高揚
112			3 市政情報の共有と広聴活動の充実	1 広報活動の充実
		2 自立した行政経営による まちづくり	] 効率的な行政経営の推進	1 自立した自治体経営の推進
			2 持続可能な財政運営の推進	1 市税の収納率の維持・向上
			3 分権時代を担う職員の育成と人事管理	能力向上のための研修の う 充実



基	基 本 事 賞	<u> </u>	
2 農地の有効利用	3 中山間地域の活性化	4 林業の活性化	
2 勤労者福祉制度の充実	3 雇用機会の提供と就労支援		
2 企業誘致の推進と支援	3 出流原PA周辺総合物流 開発整備の推進	4 新たな産業拠点整備の推進	
2 広域的な観光事業の展開	3 宿泊、体験型観光の推進		
2 魅力ある観光資源の整備	3 おもてなしの心の醸成		
2「佐野ブランド」の確立	3 推進体制の整備		
2 教職員の資質の向上	3 小中一貫教育の推進	4 特別支援教育の推進	
2 小中学校の適正配置の推進	地域ぐるみで行う児童生 3 徒の安全対策の充実	教育の機会均等に資する 4 奨学金制度の拡充	
2 家庭での教育力の向上	3 地域での教育力の向上		
2 学習内容の向上	3 学習成果を活かす取組	4 青少年の健全育成	
2 文化財の適切な保存と継承	文化・芸術に触れる機会 の充実	4 文化・芸術活動の促進	
2 競技スポーツの推進	3 スポーツ施設の整備と運営		
2 スポーツ大会等スポーツ イベントの招致	3 人材育成と活用		
2 市民活動団体への支援と 連携強化	3 地域自治組織の確立	4 相互理解の環境づくりの 4 推進	
2 人権問題の解決	3 男女共同参画の意識づく りの推進	4 様々な分野で活躍できる 女性の育成	
2 広聴活動の充実	3 ICTの活用と地デジ対策		
2 効率的・効果的な事務事 業の推進と組織編成	3 民間活力の活用の推進	4 広域・地域連携の推進	
2 遊休資産の有効活用	。歳入に見合った歳出構造 3 への転換		
2 自己啓発による自律型職 員の育成	3 適正な人事管理の推進		





# 佐野市役所

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 TEL.0283-24-5111代 FAX.0283-22-9104 URL. http://www.city.sano.lg.jp



佐野市の花:かたくり (ユリ科カタクリ属、多年草植物)



佐野市の木:まつ (マツ科マツ属、針葉樹)



佐野市の鳥:おしどり (カモ目カモ科)



佐野市章の意味 市章は「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」をテーマとし、英字イニシアルの「S」をモチーフにして、本市の貴 重な歴史、風土、産業及び文化並びに豊かな自然に包まれた地域社会が生き生き共生するとともに、市民と市政が融和し、及び市民と市 が団結し、もって将来に向けてますます飛躍し、発展し、及び繁栄する明るい元気な姿を表しています。